

ドイツ国家学と経済学

カール・ハインリヒ・ラウの「官房学の再編成」を中心に

木村周市朗

一 はじめに

一九八〇年代以降、「福祉国家の危機」認識と並行して比較福祉国家論が国際的規模で進展する中で、エスピン・アンデルセンは、周知のように、たんに国家の福祉機能だけでなく公的福祉と民間福祉との相互関係を視野に収めた「福祉レジーム」の国際比較論を展開し、「自由主義」（典型例はアメリカ）、「社会民主主義」（スウェーデン）、「保守主義」（ドイツ）の三類型を析出した。その場合、個人主義的で市場奨励型の「自由主義」、国家による普遍的保障と最大の「脱商品化 de-commodification」を特質とする「社会民主主義」に対して、「保守主義」レジームの特徴は、「コーポラティズム corporatism」（たとえば職業別社会保険）、「家族主義 familiasm」、「国家主義 etatism」（諸制度の君主制的沿革）に見いだされている。⁽¹⁾

伝統的に近世国家思想の共通母胎をなしていた、国家の福祉配慮義務という後見主義的観念が、まず解体されねばならなかった。その役割を担ったカント (Immanuel Kant, 1724-1804) は、諸個人の「自由」を普遍的に実現するための外的条件としての形式的「法」規定に徹することによって、 したがって現実に進行する交換社会の視角からというより、ドイツにすでに定着していた自然法的国法論のカテゴリーで 、ドイツに個人主義と自由主義とを、思想運動としてはきわめて成功裏に、もたらした。しかしカントの立論は、いつさいの経験的・質料的世界を超越した「意志の自律」という理念的・形式的な道德律の立場からのものであり、その結果、そのいわば大きな代償として、一方では、「法」の目的や内容をめぐる経験論的な実体的世界のすべてが、啓蒙絶対主義的「幸福主義 Eudamionismus」と重ね合わされて、実践哲学の法則性から追放され、他方では、「倫理」の個人主義的内面化によって、否応なく主観主義的方法的見地が実体的世界から切り離されて自由に飛翔する余地が開かれた。それは、倫理学・家政学・政治学の目的論的・実質世界内的な一体性というアリストテレスの学問伝統をはっきり断ち切ることになったから、とりわけ政策論が問われるばあいには、そのドイツ思想史におけるカントの影響力の甚大さは、陰陽・功罪両面に及ぶことになったと考えねばなるまい。すなわち、この内面倫理と実体的世界との方法論的分裂によって、「自由」の形式ではなく実質はいかにして確保されるべきかという巨大な生活実践的課題が、「幸福」や「福祉」を学問的に論議するための作法前提の問題とともに、未解決のまま後続世代に、そしてなおこんにちに至るまで、重くのこされることになったと思われる。

ちなみにドイツにおける福祉国家論の現代史も、こつたいいわば「カント後」の問題史的文脈と無縁ではありえなかつた。もともと福祉国家の意味内容は政治的・イデオロギー的な闘争分野をなしてきたから、その現代史

「保守主義」レジームに帰せられたこれらの三属性は、いずれもドイツにおける福祉国家の思想と制度の発展史を特徴づける、すぐれて歴史的な諸要因として、それぞれ立ち入った検証にあたたいであろうが、とりわけここに「国家主義」と表現されたものは、人々の社会的共同生活に対して（家族や各種中間団体とは別に）国家のはたすべき固有の役割にかんする、奥深いドイツ的思想営為の長い歴史を背景にもち、とくに福祉国家概念のドイツ的淵源にかかわるものとしても留意されるのである。この点は、たとえば、「近世ドイツの偉大な国家論者たちが フォン・オッセ、オブレヒトおよびゼッケンドルフから、ユステイとゾンネンフェルスを経て、グナイストとローレンツ・フォン・シュタインに至るまで みな本来は行政学者であり、福祉論者であつたという事実」を注視したハンス・マイアーが、つぎのように指摘して浮き彫りにした政治学的問題次元に直結している。「ドイツは、プーフエンドルフを除けば、マキアヴェッリ、ボダンおよびホッブズのような 十六・七世紀の西欧の偉大な国家論者に匹敵するような人物を出したことはなかつた。国家理性 Staatsraison の思想も近世自然法の思想も、ここには最初安住の地を見いださなかつた。しかしここでは、国家の道德的目的、公共の福祉 *gemeine Wohlfahrt* および 良きポリツアイ *gute Polizei* の創造といふことが、つねに考えられてきたのである。ここに、近代の国家思想に対するドイツ固有の貢献がある。」⁽²⁾

ここに示唆された行政学的国家思想の潮流は、十七・八世紀の領邦絶対主義の形成を支えた二種類の革新的学問、すなわち広義の官房学と世俗的な自然法論とを淵源としている。それらは、まもなく公共生活のあり方をめぐる実践・政策的な総合学として、「国家学」のカテゴリーを生み出しつつ、そのこのドイツの学問史を二十世紀に至るまで深く規定することになった。しかし同時に、この長いプロセスがおよそ近代化を意味するためには、

規範性（国家責任）を付与する機能をはたしてきたという点である。このような共通理解が定着した背景には、この国に固有の「社会政策 Sozialpolitik」概念をめぐる息の長い論争発展史が存在したが、同時にここでは「自由で民主的な基本秩序」という基本法上の価値規定や「社会的」な国家目標規定と、「国家目的論 Staatszwecklehre」のドイツ的伝統との内的関連が問われるであろう。しかもドイツ現代史の「苦い経験」に照らして、たんなる「形式的」法治国家の無防備さを反省し、自由の「実質」化を重視する観点から、形式的・自由主義的法治国家から実質的・社会的法治国家への発展的転回という国制論的な自覚が、次第に定着するに至ったという経緯は、「カント後」問題に対する一つの継続的・現代的な解決努力の表れと解することができるのである。

では、カントが相互に自由で対等な「公民社会」原理を、理性理念上で自然法的に（つまり理性法の次元で）確立したあと、カントが方法論的には事実上接近を放棄した実体的世界、決して自由でも対等でもない現実の経験の世界は、福祉国家論のための巨大な揺籃としてのドイツ国家学のカテゴリーでは、どのような方法で、どのようなものとしてとらえられたのであろうか。方法上の分岐としてあらわれるのは、一つには近代的な理論化（機能主義化・数量化・専門化）の途であり、他方はなんらかの形で伝統的な目的論・規範論を継承する立場からの多様な近代的発展の途となるであろう。ドイツ国家学は、のちにみるように、もともとたしかに素材的・技術的要素と倫理的・宗教的要素とを兼ね備えていた。また、近代社会における国家の役割についての見解は、近代的な「社会問題」（資本制生産関係における各種の矛盾・軋轢）にかんする認識のあり方によって当然左右されるであろうが、その認識自体がその主体の規範意識を映し出すであろう。本稿は、十九世紀初頭に国家学から経済学が本格的に分離独立したと思われる現場に多少なりとも立ち会ってみようとするものだが、そこへ進む

はむしろ「福祉国家」批判史の観を呈している。ここでは「福祉 Wohlfahrt」概念は、依然として貧民扶助や絶對主義時代の国家後見主義を連想させただけではない。現代用語としてはアングロサクソン起源と目される「福祉国家 Welfare State」（ちなむち Wohlfahrtsstaat）という述語についても、すでに一九三二年に民族派保守主義のパーベンの政府が、社会民主党・共産党を批判する選挙対策宣伝の中で、「国民の道德的諸力を弱めた」元凶として「福祉国家」志向を糾弾していた。そして戦後の旧西ドイツでは、左右の全体主義（ソ連型社会主義とナチズム）への対抗という政治的配置構造に規定されてあらためて自由主義的な価値理念で賞かれることになったボン基本法（一九四九年制定）のもとで、「福祉国家」は市民の国家依存を含意する「扶養国家 Versorgungstaat」としばしば同定されて、概して否定的に解釈され、「福祉国家」の代わりに、ボン基本法上の明文規定（「社会的連邦国家」・「社会的法治国家」）を根拠とする「社会国家 Sozialstaat」という国制論的・憲法論的な概念が選好されてこんにちに及んでいる。そのばあい特徴的であったのは、「扶養国家」化を拒絶し市民の自己責任原理を優先させる主流派憲法思想が、ネオ・リベラリズム（「社会的市場経済」論）の定着とパラレルに、自由主義的な市民社会原理のための特殊ドイツ的な法的思想装置たる「法治国家 Rechtsstaat」原理の、「福祉国家」に対する価値的優位をくりかえし主張して、「社会国家」の「社会的資本主義」としての内実を一貫して担保してきたことである。⁽³⁾

しかしいっそう留意されるのは、右の社会国家条項は、本来一義的な内容規定をもたない「開かれた」条項であったにもかかわらず、実際の政治過程においては、「自由で民主的な基本秩序の国家における社会的公正と社会的保障」（クラウス・シュテルン⁽⁴⁾）の達成をめざす国家目標規定として、広範な社会政策的国家活動に基礎的

制解体後の近代社会への過渡期に農村にひろく滞留した貧民に、社会革命の危険な予備軍を見いだして、かれらの身分制的再編を説き、⁽⁹⁾ ヴェルテムベルクの初期自由主義者・国法学者ローベルト・フォン・モール (Robert von Mohl, 1799-1875) は、工業化が始まったばかりの時点で、機械に従属する工場労働者の上昇展望のなさを早くも危険視して、かれらに独立自営化のチャンスを与える諸方策を提言した。⁽¹⁰⁾ バーダーとモールは、ともにイギリスなど先進諸国の工場労働者問題から先取りに学んだ危機意識をバネにして、たんに貧困現象だけでなく、貧困の社会構造的な原因、および既存秩序にとつてのその潜在的危険性をも十分に自覚した「社会問題」認識を獲得し、「営業の自由」という名の競争社会の到来による「身分」意識の喪失 (バーダー) や国家市民の中核たる独立自営層 (中間身分) の没落の危機 (モール) に、いち早く警鐘を鳴らしたのであった。そしてバーダーの危機意識の根底には、近代社会の構成原理 (一元的権力国家と利己主義) に対抗して、諸個人が諸団体への多層的帰属をつつじて相互支援関係をつくる「コルポラティブな自由」というキリスト教的社会連帯主義の立場があったし、モールの国法学的行政機能論の見地からの政策提言を一貫して支えていたのは、諸個人の「能力の自主的な開展 *Ausbildung*」を理想とする、初期自由主義者としての理性主義的な強い価値意識であった。かれらは、いったんアダム・スミスの洗礼を受けたうえで、イギリス体験とロマン主義的直感によつて (バーダー)、あるいはシスモンディや初期社会主義者たちの議論に触発されて (モール)、それぞれ資本制賃労働の構造的問題を深刻に受け止め、しかも身分利害の「代表制」の問題という政治的な国制構造論への視野をもあわせもつことによつて、当時の大学の「経済学」に支配的だった調和論的スミス主義が到達しえなかつた鋭い問題認識とアクチュアルな批判的見地を、それぞれ社会哲学と国法学・ポリツアイ学の側から、先駆的かつ総合国家学的に示すことが

前に、まず「社会問題」認識のいくつかの事例を瞥見しておきたい。それはまた、ドイツにおける社会改良主義の形成局面の一端を示すものにほかならない。

一 「社会問題」認識とその思想基盤

第一次大戦後の「社会政策の危機」の時代に、カール・プリブラムはドイツの社会政策思想を、第二帝制期を念頭に、講壇社会主義（保守主義）、社会自由主義、社会主義（マルクス主義）、カトリック社会政策論の四つの潮流に区分した。⁶⁾しかし第二次大戦後は、社会史研究の進展によって、「社会問題」認識と社会改良の諸志向とが十九世紀前半まで遡及してあとづけられるようになり、近年では、それらの多様な思想運動の中の非共産主義的な諸潮流が、「市民的社会改良 bürgerliche Sozialreform」というタームで包括される⁷⁾ばあいもみつけられる。というのは、自由主義、社会主義、保守主義を十九・二十世紀の大きな政治思想とすれば、それらとは一線を画して形成された固有の「改良主義」的な諸潮流は、三大思想のたんなる妥協の結果ではなく、キリスト教新旧両派の社会倫理によっても支援されつつ、「射程の長い独自の観点をもった生産的な総合」(フランツ・クサーヴァー・カウフマン)⁸⁾とみなされるだけの実質を、理念と実践政治の両面で示してきたと考えられるからである。

ドイツの多様な社会政策思想ないし社会改良主義の形成時期が十九世紀前半に求められるのは、近代的な「社会問題」認識がこの時期に出現したことに起因している。その一八三〇年代の先駆的事例として、バイエルンのカトリック＝ロマン主義者・哲学者フランツ・フォン・バーダー (Franz Xaver von Bader, 1765-1841) は、農奴

に、法目的と福祉目的の両面にわたる国家の広範な行政活動を経済学原理の中に独自に位置づけた。

ヴァーグナーは、カール・ロートベルトウス (Johann Karl Rodbertus, 1805-1875) から自然的・経済的要素と歴史的・法的要素とを区別する観点を学び、立法による経済秩序の「変更可能性」に開眼、「国民経済」を、自然的形成物ではなく、法制度を不可欠の前提条件として含んだ「人工の産物」ととらえて、国家の法規制や国民の道義・風習の向上による諸作用を、経済の基礎理論の中に取り込む新見地を獲得する。ヴァーグナーの経済学原理においては、「欲求充足」論の視座から、欲求の対象（人間の必要物）および欲求充足の方法の分類と相互の関係づけとが一貫した主題をなしている。そこでは、「個人的必要物」に対する「共同的必要物」（各種の法制度を含む最広義の公共福祉諸制度すなわち内務行政の全領域）の区別によって、「私経済制度」および「慈善」と並んで「共同経済制度」がカテゴリカルに定立される。そして、「強制的共同経済の最高形態」としての国家は、一つの生産要素として、また分配調整者として位置づけられ、国家が法的保護（法目的）および諸給付（福祉目的）の方法で国民の社会的共同生活に不可欠な諸条件を供給する活動機能の必然性と、とくに福祉目的活動の拡大傾向とが強調される。したがって、一方で、クリスティアン・ヴォルフの法哲学に代表された啓蒙絶対主義下の「いわゆる福祉国家理論」における国家活動と強制との際限のない膨張、他方で、これに対する反動としてフイジオクラシー・スミス・カントの線で理解された国家活動限定論（法目的「単一論」、これら両者がとも一面的として批判され、⁽¹⁸⁾ たんに「法目的」だけでなく「文化目的・福祉目的」の実現をもめざす現代の「文化国家・福祉国家 Kultur- und Wohlfahrtsstaat」⁽¹⁹⁾ においては、「私経済」・「共同経済」・「慈善」の三制度の正しい組み合わせこそが重要課題であるとみなされたのである。

できたのである。⁽¹¹⁾

このような同時代人たちによる鮮明な社会診断と、戦後のドイツにおける社会史研究・社会政策論史の成果とによって、ドイツにおける「社会問題」発展の歴史的諸相については、(一)旧封建社会から近代社会への過渡期(資本主義形成期)に特有の社会的流動化(「解放危機」)⁽¹²⁾にともなう貧困現象(十九世紀前半)から、(二)本来の工場労働者問題へ(十九世紀後半)、さらに、(三)完全雇用と社会保障とに集約される全国民の家計所得の保障問題へ(二十世紀)⁽¹³⁾、という三段階を想定することができるであろう。

このうちの第二段階に至って、ドイツ経済学の領域で(たんなる帰納法的な歴史主義の立場の表明ではなく)固有の国家機能論にもとづく福祉国家論を本格的に定礎したと考えられるのは、アドルフ・ヴァーグナー(Adolph Wagner, 1835-1917)である。ヴァーグナーは、ハイデルベルクの学生時代にカール・ハインリッヒ・ラウ(Karl Heinrich Rau, 1792-1870)からスミス経済学を学んだが、一八七〇年頃に「マンチエスター主義のサウロから国家社会主義のパウロへ」⁽¹⁴⁾と評される転身をはたす。一八七一年の「社会問題講演」では、「現在の経済体制の弊害状況」に対するマルクスやラッサールによる社会主義的批判は「おおいに当たっている」と公言して自由競争社会における「分配面での不都合な結果」を批判し、しかも「改良策」として、すでに具体的に、労働者の賃金引き上げと労働時間短縮、疾病・廃疾・老齢保障、工場立法、消費組合の奨励と住宅の改善、下層民のための国民教育施設、租税改革(累進課税・相続税の引き上げ)を主張する。⁽¹⁵⁾そして一八七六年には、師ラウの『政治経済学教科書』第一巻(理論篇)の全面改稿新版として公刊した『一般的・理論的国民経済学』において、「ラウは国家を国民経済学の観点から原理的に考察することをどこにもおこなっていない」⁽¹⁶⁾と批判して、つぎのよう

『ドイツ君主国』(一六五六年)に体现されたように、家政 Ökonomie を管理する家父長としての君主を想定した、「国勢学、法律学、ポリツアイ学(行政論)および国家経済、政治学および倫理学のもろもろの知識や規則の要約、すなわち包括的な 国家にかんする学問⁽²³⁾」、あるいは、法と平和、経済・教育・倫理・宗教にわたる国家実務としての行政(「ポリツアイ」)の理論であった。このような国家管理学は、行政官の養成に必要な知識にほかならなかつたから、一七二七年のハレおよびフランクフルト・アン・デア・オーデルでの官房学講座の設置を嚆矢として諸大学に普及し、大学での名称 „Ökonomische, Policey- und Cameral-Wissenschaften“ が示すように、家政学(経済学 Ökonomik)、ポリツアイ学(内務行政学 Polizeiwissenschaft)、狭義の官房学(財政学)の三分野から構成される広義の官房学が、制度的にも確立した。⁽²⁵⁾

ところで、官房学の形成にはるかに先だって、十二世紀後半以降ラテン西欧で受容されはじめたアリストテレスの学問体系は、まもなくヨーロッパ各地に創設された諸大学をほぼ当初から席捲した。すでにハンス・マイヤーがドイツにおける政治学の起伏に富んだ展開史をあとづけたように⁽²⁶⁾、ドイツでも哲学は理論と実践とに二分されるとともに、「善き生」の実現を究極目的とする実践哲学(ないし道徳哲学)を、倫理学(Ethik)、家政学(Ökonomik)、政治学(Politik)の三分野で編成するアリストテレス的慣習が定着した。しかしそつしたアリストテレス主義も、この局面では、あくまで神学教育に役立つ形でなされたのであって、スコラ学的実践哲学においては、倫理学・家政学・政治学の本来的一体性は意味を失い、地上の「善き生」にかかわる政治学や家政学よりも、個人の信仰と行為にかんする学問として倫理学に重点が置かれた。したがって、良き国家の理論は、君主の良き職務遂行のための美德指示書である „Fürstenspiegel“ (『君主鑑』)という形態をとることになったのである。

こうしてヴァーグナーは、市場経済の自然的自律性という観念を否定して、国家論を政治経済学の不可欠の構成要素と位置づけ、「私経済制度」自体が、いまや「共同的必要物」とその「共同経済」的＝国家的な供給とを前提とせざるをえないという認識を、経済学原理として示した。それは、まずモールが、ついでローレンツ・フオン・シュタイン (Lorenz von Stein, 1815-1890) が、それぞれ独自の社会構造分析に立脚しつつ、ともに国家学的見地のもとで国法学や行政学の分野で開拓していた広範な福祉目的的国家行政需要の問題に対する、国民経済学の側からの事実上最初の本格的な対応の試みであったといえよう。⁽²⁰⁾

三 ドイツ国家学と官房学

ヴァーグナーの経済学原理における国家論のポジティブな位置づけは、ドイツ経済学の国家学的出自と、この属性の長期にわたる波及力とを示唆するものであり、ヴァーグナー自身も、ベルリン大学の「国家学」の教授として、ドイツ講壇の経済学における「官房学の伝統」(国家機能への関心)を積極的に評価していた。⁽²¹⁾

ドイツ国家学 (Staatswissenschaften) の発生史的根幹は、十六世紀以来の領邦君主の財産管理術に淵源をもつ官房学 (Kameralistik od. Kameralwissenschaft) であり、それは伝統的な道德哲学的政治学の支配していた大学とは別に、君主の独自のアカデミー⁽²²⁾で運営され、三十年戦争後の領邦主権の伸張とともに、新しい合理的な国家形成力を担った領邦絶対主義の、国家経営のための実用主義的学問として発展した。この新しい実践的政治学は、ルター派の信条に立つザクセン＝ゴータの実務政治家ゼッケンドルフ (Veit Ludwig von Seckendorff, 1626-1692) の

新性を担い、自然法は、実践哲学の独自の一分野として大学で講じられることによって、領邦絶対主義下の実定法を学問的に基礎づける役割をはたした。ことに十七世紀末以降、自然法的公法学として成立した「一般国法学 *Ius publicum universale*」が自然法論と現実世界とを架橋する。学問の実践的有用性を主張し、正統的諸思想を攻撃して郷里ライプツィヒを追われたトマーシウス (*Christian Thomasius, 1655-1728*) は、新興プロイセンによるハレ大学の創設 (一六九四年) に参画し、人間本性としての自然法、各人の最大幸福原理としての善、神の法と実定法との区別、外的拘束性 (法) と内的拘束性 (道德) との区別などの観点をとおして自然法の世俗化を推し進め、官房学講座の開設にも尽力する。一方、トマーシウスやピエティストとの争いに敗れて一七二三年にハレを追放されたヴォルフ (*Christian Wolff, 1679-1754*) は、マールブルクからハレへの帰還 (一七四〇年) をはさんで、実践哲学の諸分野の自然法的総括 (理性と経験の総合) を志向する。すなわち、人間を「道德的存在」とらえ、「行為の正しさ *rectitudo actionis*」 (人間・事物の完全な本性の模範) に照らしてすべての実定法を検証・鑑定することを知性の体現者たる実践哲学者の任務とみなすことによって、ヴォルフは「ポリツァイイ国家の哲学者」となった (究極目的としての個人の「完全性」と「幸福」、その実現のための前提条件としての「公共の福祉」と、その達成のための合理的装置としての国家・法律、そして根底に据えられた社会契約と服従契約との二重契約論)。⁽³⁰⁾ こうして自然法的に改変された実践哲学と国家学的諸要素とが融合して、十八世紀半ばには自然法的国法学、経験論的政治学ないし政策学、帝国史および国家史、そして広義の官房学の三部門、以上の全体が「国家学」として観念されるに至ったのである。⁽³¹⁾

したがって、まもなくカントが、ヴォルフの法哲学 (「幸福主義」) への批判というかたちで企図した、啓蒙絶

そのご宗教改革以降、プロテスタント・ドイツ君主国家では、領邦教会制のもとで世俗領域が神学の後見から解放され、「善き生」の目的論的原理に立つアリストテレスの政治学と、聖俗両面の良き秩序を配慮するキリスト教国家論とが倫理的に結合される。しかし三十年戦争後の領邦国家の主権的統治活動の進展は、その技術的必
要から、新しい実践的政治学すなわち統治活動の理論として官房学を形成させ、拡張された Ökonomik として「国家経済 Staatswirtschaft」への視野を拓くことになった。そのさい、臣民の生活全般を配慮する家父長的統治の発想と実務は、十八世紀半ば以降、領邦絶対主義の内務行政学として「ポリツアイ学」を自立化させるとともに、アリストテレス以来旧 Ökonomik の基盤を連綿となしていた「オイコス」共同体の維持にかかわる事項いっさいの包括物たる「全き家」(オト・ブルンナー)のカテゴリーを、次第に解体させていった。⁽²⁷⁾この近代への過渡的局面では、アリストテレスの学問伝統と領邦絶対主義の経済発展とが交差したドイツ的接点において、農民経済と交換経済との関係が、「Ökonomik 家政学」と「Chrematistik 貨殖論」との長い闘いの歴史⁽²⁸⁾の最終段階として立ち現れる。のちにみるように Chrematistik はアリストテレス政治学における「 μ 、取財術」に由来したが、重商主義的「国家経済」の視野は、一面では、国家による経済の形成(抑制と指導)の義務観念をとおして物財獲得衝動(「貨殖論」)の抑制という伝統的「家政学」的要素をなお残しつつ、⁽²⁹⁾徐々にはあれ合理的な純然たる商業論への経路を志向せざるをえない。

一方、この君主制絶対主義は、その形成途上の支配権の根拠づけを自然法に求めることになった。十七世紀後半にプーフENDORF (Samuel Pufendorf, 1632-1694) がハイデルベルクで熟成させた世俗的な自然法論は、義務論を根底にもつドイツ的特性を示しつつ、教会的・スコラ学的諸権威に対抗して人間理性の普遍性を信頼する革

一 大学の経済学も、国家学を物財的・技術学的側面から構成したその出自に由来する現実密着型の百科全書的な「統治」の学としての性格を二十世紀初めまでもちつづけたのであって、ドイツにおけるスミス経済学普及の最大の貢献者と目されるラウも、カイザースラウテルンの官房学高等学院の遺産を継承したハイデルベルク大学の官房学を、学問的基盤にしていた。⁽³³⁾一八二二年に同大学哲学部に設置された「国家学」の教授ポストに選任されたラウは、それまでいたエアランゲンからハイデルベルクに移籍してのち、さっそく官房学の「百科全書的」体裁の講義を開始するとともに、まもなく主著『政治経済学教科書』を、国民経済学（理論）・国民経済政策・財政学の三部門編成で順次公刊した（Bd. 1, 1826; Bd. 2, 1828; Bd. 3, 1832-37）。

このラウによる三部門編成は、のちにロツンヤー（Wilhelm Georg Friedrich Roscher, 1817-1894）も留意した⁽³⁵⁾ように、上述した旧官房学の三分野構成と相似的であった。しかしラウの念頭にあったのは、早くも着任の翌年に「官房学エンチクロペディー」にかんする自分の諸講義「のための梗概として公刊した、Grundriß der Kameralwissenschaft oder Wirtschaftslern für encyklopädische Vorlesungen, Heidelberg 1823.（以下、『講義要目』と略記）の表題と詳細な一〇六ページにわたる講義項目編成とに示されているように、当初から、広義の官房学の全体ですすでになく、ほとんどもっぱら「経済学」の体系的展望であった。この梗概は、たんなる講義項目一覧にすぎないが、一年後に、ラウはそれを敷衍した概説書『Ueber die Kameralwissenschaft, Entwicklung ihres Wesens und ihrer Theile, Heidelberg 1825.（以下、『官房学概説』と略記）を出版している。そこで、⁽³⁶⁾『Kammerの語源やKammerwesenの沿革が略述され、次いで、狭義の官房学（財政学）に加えて、『Kammer事項で官史の準備に必要と思われた主教義・補助教義のすべて』をも統合した、上記の広義の官房学の通念の形成と、プロイセンでの

対主義の国家後見主義（旧福祉国家）の克服と近代的市民社会原理の定立とを、「国法の理論 Theorie des Staatsrechts」の課題と位置づけていたのも、決して偶然のことではない。しかしその「国法の理論」は、既述のように、もっぱらア・プリアーリに「意志の自律」原理にもとづいて自由な諸個人の相互関係の外的形式を「法」ととらえ、法の実質すなわち具体的・経験的な目的や内容を哲学として論議すること自体の意味を、「幸福主義」とともに事実上葬り去ることになったのであって、それによって、カントのこの形式論的理性法論としての個人主義は、「善き生」の実現という実体的目的論で貫かれたアリストテレスの実践哲学のヨーロッパ的伝統を、明瞭に切断する革命的作用力を包蔵していた。そして、ドイツにおける自由主義的な近代社会像が、イギリスにおけるような心理分析的な（のちの功利主義につながる）経験論的人間学（経済学）によってではなく、カントの理性法論的な国法学の次元で確立されたことは、そのことりわけ「法治国家」思想が、一貫して特殊ドイツ的な法的ブルジョア・イデオロギーとして機能することになった歴史的経緯を、すでに予告するものであったと思われる。また、カントの理性法論を乗りこえよつとしたヘーゲル（Georg Wilhelm Friedrich Hegel, 1770-1831）が、晩年の主著『法の哲学』（一八二二年）に、「自然法と国家学・綱要」という十八世紀風の副題を付していたこと（32）も、こつしたドイツの学問史を背景としていたし、自然法論から「法哲学 Rechtsphilosophie」への十九世紀的展開をもすでに暗示していたのである。

四 ラウの「官房学の再編成」構想

て、いまや旧来の「ポリツアイ学」の限界は、第一にそれは「大部分が国富の理論となんの関係もなかった」と、第二に「いわゆる営業ポリツアイ Gewerbspolizei」と並んで同時に財政学も、新たに成立した学問から光を当てられた」ことからますます明白である、と。しかもラウは、「国家行政の本質、諸目的、諸分野を熱心に探求した」ポリツアイ学が、結局その「混乱した総体のために内的統一性を見つけないことに失敗した」原因を、「ポリツアイを司法から区別する固有性を示せなかった」点に認めた。³⁸⁾ クネーマイアーも指摘しているように、十八世紀には「ポリツアイ」から外交・財政・軍事だけでなく司法も除外されて、「ポリツアイ」は一般内務行政を意味するようになっていたが、³⁹⁾ ラウは、このような旧来の、政府による福祉目的活動として包括されていた「ポリツアイ」観を採らず、人間と物財との「安全、Sicherheit」の確保に「ポリツアイ」概念を狭義化することによって、新たに「経済」と「教養」とを自立化させようとする。「司法にポリツアイが近づいていけば、安全ポリツアイという語は冗語となる。というのは、それ以外のポリツアイはもはや存在しないからである。そして、国民の経済的諸目的のための配慮と国民の教養のための配慮は、今後はもはやわざとらしいやり方でたんに安全から導き出される必要はなくなる。「われわれは、ポリツアイと並んで、二つの別の政府活動分野、つまり国民経済と国民教養の育成が存在することを認めるならば、この最後のものも本来のポリツアイも経済的な事柄とは関係がないということ認めざるをえなくなる」⁴⁰⁾、と。後見主義的な「家父長的政府」に対するカントの批判と、ゲッティンゲンのピユッターによる「ポリツアイ」の安全目的単一規定とを二大震源として一連の自由主義的國家観の形成（「ポリツアイ国家」への批判を含む）が十九世紀前半に進み、広範な福祉目的から安全目的へのシフトという形での「ポリツアイ」概念の近代化過程は、ドイツの十九世紀全体をつうじて徐々に進行していくが、⁴¹⁾

大学講座の開設によるその制度的確立の経緯に及ぶ。⁽³⁶⁾ところがラウは、そこから一転して、広義の官房学の構成要素とみなされてきた「ポリツアイ学」の雑然とした性格への批判を展開し、「官房学の再編成 Umgestaltung」を主張する。ラウにしたがえば、「Ökonomische, Policey- und Cameral-Wissenschaften」のたいていの教科書は、まず「私経済 Privat-Ökonomie」の諸命題、これは「農業と都市経済 Land- und Stadtwirtschaft」に区分されるから始まり、「ポリツアイ制度にかんする教義」がつづき、「財政学」でしめくくるといふ構成であったが、その中で、ポリツアイ制度という「さまざまに任務で構成された職務領分は、内的統一性がなく、したがって概念の余地がなかったために、それを詳細に標示しようとするとなに不運にもみまわれざるをえなかった」のであって、「仮に当時それを表現しえたとしても、ポリツアイ学は、財政制度とは関係のない内務行政の諸職務にかんする教義である、と言わざるをえなかったであろう。人はその言わないかわりに、幸福や良き秩序という漠然とした表現でなんとかしのいだり、個々の対象を並べ立てたり、あるいは、それらすべてをあれこれの概念に押し込もうと努力したものの、概念に比べて内容が明らかに広大すぎたりした⁽³⁷⁾」と。

ラウが志向したのは、とくに学問としての一体性を欠いていると思われる「ポリツアイ学」を見限り、「官房学」をすくわれて「経済学」的に再編することであった。ラウにしたがえば、「官房学の教義体系における変更の最初のきっかけをつくったのは、国富の理論、Theorie des Volksvermögens の成立である。」⁽³⁸⁾「フイジオクラシーの体系は、ドイツではスミスの体系よりも四半世紀近くも前に知れわたった」が、「官房学の存続を脅かす」までには至らなかつた。一方、スミスの教義はそれとは異なり、ちょうどカントの体系がドイツ人のすべての学問的営為に活力と厳格な思考正当性とを与えた時代に、思索的または活発な官房学者たちの注意を奪った⁽³⁹⁾」のであつ

b. 財政学あるいは狭義の官房学。⁽⁴²⁾

と示され、一方、「人間の外界への依存 外的財の必要性 Bedürfnis äußerer Güter」⁽⁴³⁾の観点に特化したラウの「経済学の体系」は、つぎのような内容区分であった。

「 . . . 一般経済学、

・ 特殊経済学。

1. 市民（私）経済学 Bürgerliche (Privat-) Oekonomie°

A. 獲得学 Erwerbslehre 獲得〔すなわち〕

a. 原料労働による

土地労働（原料の産出）

製造（原料加工、工場製造）

商業。

b. 人的役務による。

c. 利子からの。

B. 家経済学 Hauswirtschaftslehre°

2. 公共経済学 Öffentliche Wirtschaftslehre° 政治経済学 politische Oekonomie°

A. 理論的部分。国民経済学 Volkswirtschaftslehre°

B. 実践的部分〔すなわち〕

ドイツの国家学と経済学

ラウは穩健な自由主義者として、この過程に初期段階から与していたのであった。

こうして、本来広義の官房学を構成していたポリツアイ学、とりわけ固有の行政学的な要素は、ラウの官房学体系の構想からすでに脱落していたのである。ポリツアイ学が領邦絶対主義の家父長的君主統治のための行政業務の集積として成立したものであったかぎりでは、新時代にはそれが、とりわけ自由主義的陣営から過去のものともなされる理由があつた。それだけにまた、みずから南ドイツ初期立憲主義の一翼をテュービンゲンの国法学者として担つたモールは、立憲制下でのポリツアイ学復興に向けたその総合国家学的営為には甚大な努力を要求されたし、「法治国家」における国家干渉原理の行政（法）学的確立と国家学エンチクロペデーの再構築という当面の大きな成果にもかかわらず、晩年には実証主義的な行政法学の擡頭に直面し、大学における「ポリツアイ学」の枯死への歩みをくい止めることはできなかったのである。

二 いまやラウが構築した新しい官房学は、「国民経済学」の体系であつて、上述の官房学の『講義要目』（全三二二項）では、第四項で旧来の官房学の内容が、第七項にはラウ自身の「経済学 Wirtschaftslern」としての官房学」の編成内容が、それぞれ示されている。まず、旧来型の編成は、

「1. 経済学的部分。

a. 農学 Landwirtschaftslehre、これには林業・鉱山にかんする教義も含められた、

b. 都市経済学 Stadtwirtschaftslehre、すなわち技術学および商学。

2. 政治学的部分。

a. ポリツアイ学、

まず、右にラウが簡略ながら表示した旧来型の編成は、広義の官房学の三分野を含んでいる。「経済学的部分」が「農学」と「都市経済学」から構成されているのは、ハンス・マイアーも指摘しているように、十七・八世紀の官房学文献にこの区分がしばしば見られたからであった。ただし、商工業が「都市経済」と称されたとはいえず、それらはまだ「家経済」的経営であり、支配的な農業経済の付属物にとどまっていたのであって、むしろ農工商業をつうじて、たとえばさまざまな農具、役畜、耕作の時期、休耕地、肥料など、子細にわたる実地技術的な記述が官房学の「経済学的」叙述の特徴をなしており、ほかならぬラウの『講義要目』も、とりわけその「市民経済学」の「獲得学」の諸分野において、そうした産業上の百科全書の諸項目をなお各所に含んでいたのである。

一方ラウの体系においては、「経済」とは、「人間に富の諸部分を供給することを目的とした継続的用務、つまり富の継続的配慮」であり、「経済学は、人間の諸目的を助成するための物財 *sachliche Güter* の供給を対象とする」と考えられ、人間と物財との外的関係に焦点が当てられた。したがって、「誰が物財を供給されるのか、あるいは富の諸部分によって誰の必要が充足されるのか」と問うことによつて、「個々の市民、または国家全体」という主体の二分に対応する形で、経済学は右のように「市民経済学、私経済学」と「公共経済学、政治経済学」とに大別される。そして、後者は、「純粹国民経済学、多くの著述家たちの意味におけるナツイ・オナール・エコノミー、国民経済または国民の経済活動にかんする学問、 国富の理論」と、「応用国民経済学、政府の経済活動にかんする学問」とに二分され、さらにこの後者は、「国民経済育成または裕福への配慮、あるいは営業ポリティイ、経済的ポリティイなどと呼ばれるものにかんする学問」と、「政府経済にかんする学問、財政学」と

ドイツ国家学と経済学

a. 国民経済育成 Volkswirtschaftspflege にかんする教義（裕福への配慮 Wohlstandssorge）⁽⁴⁾

b. 国家経済学 Staatswirtschaftslehre 財政学 Finanzwissenschaft」

さらにこの『講義要目』自体の全体構成を示せば、つぎのとおりである。

序論 ・ 官房学 の概念と本質 ・ 他の諸学問との関係 ・ 文献 §§1~20

第一部 一般経済学 §§21~36

第二部 特殊経済学

第一編 市民経済学

第一章 獲得学 鉱山術、狩猟、農学、林学、製造学（技術学）、商学、役務からの獲得、貸付財産に

よる獲得 §§37~208

第二章 家経済学 §§209~216

第二編 公共経済学（政治経済学）

第一章 純粹国民経済学 序論 国富の本質、国富の形成、国富の分配、富の消費、営業、人口と国民

経済学 §§217~253

第二章 応用（実践）国民経済学

第一節 国民経済育成について 序論、営業育成、国民経済の関係 §§254~281

第二節 国家の経済について 国家支出、国家収入、国債、国家経済行政の形態 §§282~312

補遺 官房学者の教育について （以上）

得方法を分類するさいに、アリストテレスが「自然の産物の採取による、自然からの獲得」と、「交換、利子つきの貸与、報酬と引き替えの労働を手段とした、交流 Verkehr」による他者からの獲得」とを区別したことに言及しているのも、自然であり必要なことでもあつたであらう。しかしラウは、同じ農業でも自家消費生産を脱して「収益のための」生産が一般的となつた、職業身分の分化した社会では、アリストテレスによる区分は適切ではないとみなしている。⁽⁵³⁾

ラウは『政治経済学教科書』第一巻の冒頭部分でも、「財産の獲得、保存および使用」にかんする活動全体を「経済」と規定し、私生活の共同体（家族等）と国家生活を区分する観点から「市民経済学または私経済学」と、「政治経済学、公共経済学、広義の国家経済学、フランス語で *économie politique*、英語で *political economy*」とを区分するとともに、後者に注記して、「最近ホエイトリによって、（交換から）*Kaillaktik* という名称が提案された。これよりは、アリストテレスによって用いられた *Chrematistik* という表現のほうがもっとよかつたであらうに」と述べている。⁽⁵⁴⁾ しかしアリストテレス自身は、共同体の自立と自足（善き生）を究極目的としたから、「取財術」を二種類に分けて、共同体の自足的維持に資するような、自然になつた、つまり必要で有限な「取財術」を「家政術」に含めて賞賛し、無限の蓄財のための商人的な「取財術」を自然に反するもの、「善く生きる」とは無関係のものとして、「政治術」範疇の中で厳しく批判していた。⁽⁵⁵⁾ この一方の賞賛と他方の非難とは、共同体の自立と自足という「善」（究極目的）によって賞かれたアリストテレス的世界観の帰結であり、倫理学・家政学・政治学を不可分一体のものと理解させた「善き生き方」をめぐる価値判断体系からの一表現にほかならなかつた。このようなアリストテレスの最も基本的な観点が、ラウによつ

に区分される。⁽⁴⁹⁾したがって、ここにラウが「応用国民経済学」と位置づけた二つの分野は、ポリツァイのなかの経済政策的領域と狭義の官房学とにそれぞれ対応していたという意味では、ラウの理論・政策・財政学という三部門編成は官房学の伝統を継承していた。ただし、経済政策領域以外のポリツァイは考慮外に置かれ、財政学も「国富の理論」の「応用」とみなされた。その「まもなく主著『政治経済学教科書』全三巻にまとめられた部分は、以上の体系構想のなかの後半部（「公共経済学、政治経済学」）に相当する。

右の前半部「市民経済学、私経済学」について留意されるのは、それが、いま仮に「獲得学」と訳された分野と「家経済学」との二領域で構成されている点である。この区分は、ラウが「物財の獲得」と「獲得物の保存および使用」とを区別したことに照応している。両者ともに個々の市民による私経済活動であるが、「獲得」すなわち生産は農工商業の各産業分野で「他財最小犠牲」の原理で営まれるのに対して、「保存と使用」は、「はるか」に親密で多面的な他者との結びつき、つまり家（家庭）、*die häusliche Gesellschaft*、でおこなわれ、そこでは「家の仲間全員が共同的に自分たちの必要を充足し、そのために必要な仕事を分担することによって、財の享受は増大し、財の消費は減少する」と。⁽⁵⁰⁾このような親密圏における共同的な「節約」と「分業」のあり方のうちに、ラウは眼前の家内工業の発生にも留意しつつ「家経済」に固有の「普遍的な基本的特質」を認めたのである。

ところで、「獲得」（または「供給」と「使用」とを区別し、「いったい、家政術のほかに、家にあるものを使用する術には何があるであろうか」と述べて、⁽⁵¹⁾「生ある所有物」としての奴隷も含めて「財の「使用」を、「オikos」の根本属性ととらえたのはアリストテレスであった。したがって、『官房学概説』におけるラウの右の区分と「家経済」への留意がアリストテレスの発想を下敷きにしていることは明らかであって、ラウが物財の獲

感されなかった。こうして、経済的領域に対する個々の明敏な洞察はあったにもかかわらず、この領域がその全体関連のもとでは把握されていなかった。⁽⁵⁷⁾ このようなラウの歴史叙述は、明らかに近代主義の立場からのものであった。したがって、ラウの企図した「官房学の再編成」は、アリストテレスや「家経済」への言及にもかかわらず、またとくにその「市民経済学」では Hausvaterliteratur からの系譜を想定させるに十分な、きわめて多方面の産業技術学的・実用的知識の集成がなお含まれていたとはいえ、旧ヨーロッパ的な「オイクス」の世界への回帰や伝統的な目的論的実践哲学の価値意識の積極的評価と継承を意味するものではすでになかったといわねばなるまい。

三 ラウが最も重視した基礎視点と考えられるのは、「国富の理論」すなわち国民経済学は、「経済の普遍的なもの das Allgemeine der Wirtschaft」を含むものであり、それは「理論的」であるのに対して、「実践的」諸命題は普遍からの「特殊な応用」である、という考え方である。⁽⁵⁸⁾ それは、個々の市民の経済活動の分析をこえて、一つの「全体」としての「システム」に迫ろうとする見地である。『官房学概説』にしたがえば、「交流する多くの人々の経済活動を、互いに結びあっている諸作用の一つの全システムとみなして、この全体がその諸部分ともども服している法則を究明すること」⁽⁵⁹⁾、これが避けられぬ課題である。国民経済学の「学問的全構造の基礎」となるべきもの、「経済制度全体の系統概念 Stammbegriffe や一般定理 allgemeine Sätze を発展させる」ような仕事は「これまではまだ欠落していた。」「いまや明白であるのは、人々の外的財に対する関係から直接導き出すことのできる経済的な目的や規則が存在するということ、そして、それらに対して経済主体の多様性が影響力をもっているわけではないのだということである。」「その意味で、「価値の理論」は、「公共経済学」の中で初めて登場するよ

て自覚的に継承されたわけではなかった。ラウにとつては、既述のように、「幸福」や「良き秩序」は捨て去られるべき曖昧な観念にすぎず、「物財」の獲得と使用による「必要の充足」、そのための「国富の理論」とその「応用」こそが傾注すべき課題であった。そうであつたかぎり、アリストテレスが非難した「交流による他者からの獲得」や「収益のための」生産も、非難されるべき理由はすでになかつた。ラウが *Chrematistik* の語を当てたのは「政治経済学」についてであり、それは「すばらしい、生活にますます強力な影響を及ぼしている学問、しかし体系的な完成にはまだ足りないことの多い」学問であつて、アリストテレスが政治学の中で抑制の対象とした、自然に反する「取財術」すなわち「貨殖論」が、そのネガティヴな意味を払拭されて、正面からポジティヴな考察の対象に据えられているといつてよい。

『政治経済学教科書』第一巻の序論に置かれた「政治経済学の歴史」において言及されたアリストテレスは、クセノフォンとともに、「財獲得を、まさにいっさいの国家事項と同じように道徳的側面から考察した」ギリシア哲学の代表者であつた。「かれらにとつて財産は、ただ高潔で慈善心に富んだ生活のための手段としてのみ尊重すべきものと思われたのであつて、それに対して、享樂追求欲に由来する無限の富の追求は不道徳なことであつた。というのは、本来に必要な外的財は限りがあると考えられたからである。したがつて、そしてまた、獲得役務のさいには、それがその人の心身の形成に与えると思われる影響も同時に考慮されたから、農耕が、自由で礼節を知る人にふさわしい唯一の仕事とみなされた。手工業と賃労働には、いかがわしさと他人への恥ずべき依存という観念が結びついていた。商業も、それがもたらす財にかんがみて有用と認められたとはいへ、やはり暴利をむさぼる獲得術の中に算入されたのであり、貨幣の性質については正しい見方があつたが、資本の本質は予

初に国民経済の全理論、生産、分配および消費の関係が、われわれの面前に公開されていなければならない。⁽⁶²⁾と。こうした見地からすれば、「営業ポリツアイ」も「財政学」も「国民経済学の基礎論の応用」であり、とくに国家予算の限界づけや財政規律を論じる「財政学」の水準は「国民経済学」の進歩に依存するから、「スミスが後者において作用を及ぼしはじめて以来、ようやく前者が本当の学問的な形態を獲得した」と考えられた。⁽⁶³⁾

こうして、その「官房学の再編成」構想と体系区分とをもとに、とくにその「公共経済学」に相当する部分として成立した『政治経済学教科書』は、まず一般理論（第一巻）と、具体的な時代・空間に規定された現実政治的・政策的分野（第二巻）とに区別され、後者には「現存する国家諸制度を絶えず考慮した国民経済育成の諸原理」⁽⁶⁴⁾という表題が与えられた。また、ラウは国民と政府との二元論に立ち、政府の任務を「国民の経済的諸目的の助成」と「政府自体の必要の充足」⁽⁶⁵⁾、「政府経済（財政）」とに分けたから、このような二重の区分によって、理論・政策・財政学の三分割法が帰結した。そして、その理論篇の序論において、国民経済が、諸個人の「活動の一つの全システム」として提示され、その性質が以下のように説明される。第三版（一八三七年）にしたがえば、一、人々の経済活動の「動機は、最小の苦痛と最小の財産消費で必要を充足し、さらにそれ以上の財享受を獲得するという欲求である。」二、「人々が経済的な仕事を分かちあい、それによってもたらされた成果を互いに交換すれば」、よりたやすく右の目標を達成できる。三、そのような各人の給付・反対給付の関係によって、「人はみな他人に依存するようになり、この依存はかれを社交的生活につなぎ止め、かれが物財によって達成できるいつさいの諸目的を達成するのを非常に容易にする。人間社会を一つに結びつけるのに貢献するこの絆は、抑えられない自己愛の動機に発するから非常に確固としている。」四、「人は他人に利益をもたらさない労働

うなことがあつてはならず、「純粹国民経済学」を構成する基礎的要因として、経済学全体の「入り口でまず説明されねばならない。」⁽⁶⁰⁾ というのは、「人々が、全般的にはかなり正しく、しかし概念よりもむしろ漠然とした感情に従つて行動するのがつねであるような事柄を、学問的に整理しようとするれば、人は諸個人の経済的諸關係を評価するさいにもたちまちそれ（価値の理論）にもとづかねばならないからである。」⁽⁶⁰⁾ したがつて、「私経済学と公共経済学はともにそれに立ち返り、普遍的なものを市民の、国民の、政府の経済問題に應用しなければならぬ」⁽⁶⁰⁾、と。

右の二種類の「特殊経済学」が不断に立ち返るべき基本原理を扱つとされたのが「一般経済学」であり、その内容を『講義要目』の第二―三六項で確認すると、「人間と諸対象との關係」から始まり、必要の發生原因、外的財の制約、必要充足手段としての富（財産）、自然に対する人間活動の種類、法律と道德律の支配、財の比較、価値、価格、使用、生産、収入と支出、経済活動・経済規則の分類、経済の目標、そして経済的狀態の分類まで、順次説明される。それは要するに、人間と物財の必要性との關係を普遍的經濟原理の起点に置いた、すぐれて即物的な「経済」像であつて、そこで「経済の目標」（第三五項）とされたものも、「一、必要の完全な充足、潤沢な消費。二、獲得の確實な持続。三、必要が増大したばあいは、a. 獲得の増加、またはb. 超節約。」にほかならなかつた。⁽⁶¹⁾ ラウの企図した「経済学体系」は、こつして擬似自然法則的な「普遍」とその「応用」という発想で構成され、したがつて、「公共経済学」の分野についても「純粹」と「応用（実践）」に区分される。「国民経済学の中にいわゆる營業ポリツアイ（国民經濟育成）からの実践的諸命題をただちに織り込むやり方」を批判して言つ、「われわれがあれやこれやの障害物にとつて對処すべきかを判断できるためには、その前に、まず最

れば、かれには哲学的エレガンスが欠けている⁽⁶⁹⁾、とわざわざゲシュペルトで強い不満をあらわした点にもつづける問題であるだろう。右のような六点に（あまりにも簡潔に）整理された古典的な交換社会像には、ラウ自身も含めてすでに内外の何人もの人々の手によって解釈され抽出されていた先進的な商業社会としての市民社会のイメージと論理とが、深く投影されていたように思われる。⁽⁷⁰⁾『講義要目』の第二二二項は「スミスの体系」にあてられ、「富の源泉および価値の尺度としての労働。分業および資本の利用の影響力。土地労働、製造労働および商業の同等な重要性。政府の消極的な活動⁽⁷¹⁾。」というそこでの要約に、ラウのスミス理解の一端が示されている。そして、すでに触れた『政治経済学教科書』第一巻・序論中の「政治経済学の歴史」の章でも、クセノフォン、アリストテレスから始め、重商主義、フィジオクラシーにつづけて「スミスの体系」を右と同趣旨で解説しているように、スミスはすでに歴史叙述の対象でもあったのである。ラウは、たしかにスミスの論理を理解したが、その理解は、基本的に人間⇨物財関係という、即物的・機能主義的フレームの中にとどまるかぎりにおいてのものだったのではなかったか。そのスミスは、『道徳感情論』の改訂作業を進めながら、『国富論』を広義の「法学 jurisprudence」（公法、家族法、私法、生活行政^{police}、公収入、軍備、国際法を含む）の一部として書き、しかもその「自然的自由の体系」の立場から、法と統治の一般理論を公刊することを終生断念しなかった。⁽⁷²⁾ラウにおける「特殊」に対する「一般」経済学や「応用」に対する「純粋」国民経済学という客観主義的発想が、スミスや古典学派における生きた人間像を削ぎ落とし、かえって著しく個人主義的必要充足の物的世界を帰結したのは、必然的であつたように思われる。そして、そのような「純粋」論理は、当然（また、とりわけドイツの大学における学科目としては）、実践的諸部分の記述によって幾重にも補充される必要があつたのである。

に対しては報酬を得られないし、人はみな最も豊かで確実な報酬をもたらす仕事を選ぶことを心にかげざるをえないから、各人全員の利己的な意図から生まれる複合作用が、国民の必要を大部分満たす結果となるということが生じる。「五、その個人の手に入る利益は、たいてい、社会に対するかれの給付の大きさとともに増減する。」「六、相互的給付による結びつきを、*交流*、*Verkehr* と呼ぶ。国民経済は、たとえば交換、貸借など、交流をつうじて一つに結びつけられる。」「このように理解された「国民経済」は、因果関係で説明される人間関係の法則性の世界であり、そこで想定された「人々」は、著しく抽象化された「利己的」な諸個人にほかならない。現実にはさまざまな「原因」が複合しているし、例外を許容する「規則、*Regeln*」としてのみ表れるのだと注意を喚起しつつ、思考モデルとしては「単純な法則、*einfache Gesetze*」が、「自然科学の法則のように数学的形式の表現によって明確に示すことができる」ものとしてラウの念頭に置かれていたのである。⁽⁶⁷⁾

こうしてラウは、たとえばすでに上記の『講義要目』の中の「公共経済学」の冒頭にスミス、セー、シスモンディ、リカード、およびロッツの著書を挙げていたことも示唆しているように、また、さらにそれに先だつて一八一九—一八二〇年に、セーに依拠したシュトルヒ(Henrich Friedrich von Storch)の大著 *Cours économique politique*, 6 vols., St. Petersburg 1815. をみずからドイツ語に訳して編集・出版していたこともあり、ドイツ人としては比較的早くから英仏の古典派経済学を受容し、論理性を重視する姿勢を鮮明にしていたのであった。しかし、その方法的態度は、実際には定義づけと分類とを特徴としており、分析的というよりむしろ叙述的で列挙主義的であった。この点を、キース・トライブは、「スミスやリカードとは異なり、かれは一貫して、ある立場をとるといふことを回避した⁽⁶⁸⁾」と表現している。それは、かつてロツシャーがラウを評して、「しかし全体としてみ

り国家生活にかんする諸学問の領域では、国民経済学は当然そこに組み入れられる。⁽⁷⁴⁾

ちなみに右と同じ箇所を、第七版（一八六三年）で確認すると、「A」の部分では、国家行政の諸分野（司法・ポリツアイ・教育・国防（軍事）・外交）を列記したあとに、つぎのように述べている。「一般に国家権力がどのような目的を追求し、そのためにどの程度まで作用し、何を諸個人にゆだねるべきか、これは、歴史的方法によつてではなく、哲学的考察によつてのみ認識することができる。人類および国家の理性使命に立ち帰り、そこから国家諸目的の体系を導き出さねばならない。このようにして、国家は内外の妨害に対して全体および諸個人の安全（保護）を確保し、全面的な教養を助成し、物財の供給を指すべきだということが明らかになる。こうした展開は、国家学または政治学、Politikの領域に、しかもその哲学的または理念的部分に属しているものであつて、この部分は、全国国家生活のための最高の実践的諸法則を打ち立てるものであり、また、私生活のための倫理的立法の学問（徳論と法論、倫理学 Ethik）とともに同じ源泉から流れ出るものである。⁽⁷⁵⁾」なお、「B」の部分の主旨は第三版とほぼ同様である。）

ここから明らかなように、ラウは、晩年に至つてもなお、一般国法学ないしは哲学的国家学（狭義の国家学）
国家行政学、国民経済学、以上の全体を包括する「広義の国家諸科学」を想定していたのであり、しかも哲学的
国家学と倫理学との同根性への目配りさえ示していた。また、第三版と同様に第七版においても、右の「B」に
つづけて、政治経済学における「営業術 Gewerbkunde（鉱山学、農学、林学、技術学および商学）」の有用性を
指摘し、実際の諸国家にかんする知識の提供源として「国家史、Staatengeschichte」と「国勢学、Statenkunde（Statistik）」の意義も強調し、さらに国家行政官吏・市民・職業人にとつての政治経済学的知識の不可欠性に言及して

四 ラウがその基礎フレームを提示した「一般経済学」については、『講義要目』では、外国文献ではなくドイツの官房学系の文献三点(F. L. Walther, J. A. Völlinger, P. E. Klipstein)が挙げられている。それらへの接近は他日を期すほかはないが、ここではラウの「経済学」とドイツ国家学との関係があらためて問われねばなるまい。『教科書』第一巻・序論中の「政治経済学の外的諸関係」にかんするラウ自身の説明をみると、第三版では下記のとおりである。

「A」国民経済育成および政府経済は、国家行政の諸分野、すなわち国家諸目的の達成のための政府に由来する活動の諸分野に属する。この諸目的は、国家が理性の言葉に従って有する最高の使命から導き出されねばならない。したがって、国家学の中にある、国家の理念を打ち立て、また、国家の根本状態と政府活動の諸方向とが生まれる元となる部分(一般国法学、*allgemeine Staatsrecht*、理念的、または、哲学的、国家学、*ideale oder philosophische Staatswissenschaft*)、これが、すべての行政分野のための、したがってまた、上に挙げた二つの分野のためでもある一般的な実践的教義が流れ出る源泉である。⁽⁷³⁾

「B」政治経済学の実践的部分は、国家学的諸原理と国民経済学の諸命題との結合から生まれる。前者は、政府がめざすべき諸目的を提供し、後者は、そのための役にたつ最善の手段の選択を指導する。それゆえに、経済的政治は、少なくともその主流思想に従えば、国家学の一部である国家行政学の中にも、またとりわけ国家政策術(*Staatskulturgelehrte* (政治学 *Politik*))の中に、位置を占めねばならない。……もし国家学の範囲を、理性の命令に従って諸国家を完全なものにするにかんする諸命題に限定するならば、国民経済学は国家学の一部ではない、国家学の最重要の補助学ではあるけれども。」⁽⁷⁴⁾この最後に注を付けて、「広義の国家諸科学、つま

夏学期は経済学と農学、冬学期は主に財政学（副次的に商学とポリツアイ）を講じたのであって、一八四五年にモールが政治的事件でテュービンゲン大学を辞職したとき、バーデン内務省とハイデルベルクの大学当局がただちにモール獲得に動いたのは、ハイデルベルクの国家学エリアが実学的官房学にかたより、政治学的・公法学的分野が欠落しているという弱点を重々自覚していたからであつた。⁽⁷⁹⁾ ラウは、理性主義的に、「哲学的国家学」の存在を前提にして、そこから「安全」と「教養」と「物財の供給」という実践的課題を引き出したはずであつた。しかし実際には、この最後のものが専一的テーマとされた「経済学」の、客観主義的自立化の歩みが、アリストテレス的倫理＝政治学の没落と解体。それは「経済学」の自立化のみならず「法学」の自立化と優位化としてもあらわれた。と並行して、以後進行することになり、それはそれで、たとえば「客観的」使用価値（種類価値 *Gattungswert*）論の開拓にみられるように⁽⁸⁰⁾、たしかにドイツに固有の経済理論的諸発展への道を用意することにはなつたであろう。しかしそれが「哲学的国家学」の不在をおぎなえるわけでもなかつた。モールのばあいには、ヴュルテムベルク初期立憲体制のもとでみずから開拓した実定的国法学を、理性主義的な「哲学的国法学」で基礎づける観点を一貫して堅持していた。ラウは『講義要目』の中の「国民経済育成」の序論の冒頭で、「政府の介入の不可欠性」として、「一、国家の諸目的が関与しているばあい、二、諸個人の活動が不十分であり、ある特定の成果のために全体による支援が必要であるばあい」（第二五四項）と規定し、「国民経済育成の一般的諸目的」として、「一、技能の勤勉と資本ともとづいた、拡大し持続する生産、二、営業制度の安定、三、所得の良き分配、四、目的にかなつた消費、五、貧民の少ないこと、六、かれらの支援」（第二五六項⁽⁸¹⁾）を列挙していた。これらの諸項目は、臣民の経済的福祉への国家の配慮という伝統的・官房学的觀念の「国民経済学的」

いる。⁽⁷⁶⁾ ラウが、官房学の経済学的再編を遂行したにもかかわらず、このような伝統的な国家学体系への視野を維持していたことは、たしかに西欧諸国に対比してのドイツの学問的「保守性」(家政学と公法学とを含むアリストテレスの実践哲学の継続性、そして国民経済学における官房学的諸傾向の長期にわたる存続)にかんするハンス・マイアーの指摘をあらためて想起させるであろう。ラウのばあいには、既述のとおり、とくに「国民経済育成」=「経済的政治」(経済政策)には国家学的・行政学的要素が流れ込んでいるのだと十分自覚されていたし、「政府経済」=「財政学」については、古い狭義の官房学からの国民経済学的発展としてだけでなく、『官房学概説』にも明記されているように、財政学と「哲学的な純粹国家学(自然法的国法学 *naturliches Staatsrecht*)との幾重もの関係」(とくに「国家の理性使命から政府と臣民の双方の権利と義務が導き出される」ことによる課税の権利とその使途の義務づけ)⁽⁷⁸⁾に対する顧慮もなされていたのである。

しかしそうした国家学的視野の維持にもかかわらず、「哲学的エレガンス」の欠如を感じさせるのは、「人類および国家の理性使命に立ち帰り、そこから国家諸目的の体系を導き出」すという「哲学的国家学」の旨為に、ラウ自身はついに踏み込まぬままに終わってしまったからではなかったか。そこではたしかに広義の官房学と国家学との根本枠は、なお解体されていなかったとはいえ、その「国家学または政治学」の本来の一体性を支えていた価値実体的な目的論的原理の追求・彫琢の仕事が他者にゆだねられ、事実上放棄されたとすれば、その行く手は実証主義への小径以外にはありえないであろう。

ハイデルベルクでの講義要項を調査したフォルカー・ヘンチェルの報告によれば、ラウは、初めの十年間は総合国家学的な百科全書的諸講義を不規則的ながら展開したが、それ以降は一八七〇年に没するまでほぼ一貫して

五 ラウの貧困論・救貧制度論

一 ラウの『政治経済学教科書』は、理論篇では、重商主義 フィジオクラシー スミスという発展史の展望のうえに立って、客観的使用価値論の観点から財の生産（労働／土地／資本）・分配（価格／賃金／地代／利子／利潤／貨幣と信用）・消費を論じ、これに農・工・商業・交通などにかんする膨大な政策論が付加されていた。しかし、社会問題認識という点では、分配政策論の末尾で救貧制度に一章をあてたにもかかわらず、また、貧困分析も版を追うことに拡充されたのだが、結局国家介入には慎重な姿勢をくずさなかった。

まず第一巻・経済理論篇の中の賃金論において、ラウは、雇主が労働者に支払う契約賃金を「労働の価格」ととらえ、それは、交換される財一般の「価格」の決定要因、すなわちその「価値」、「費用」、および「同時売込み、Mitwerben ないし競争」の三要因に依存するとみなしている。⁽⁸⁵⁾以下、主に第七版（一八六三年）の叙述にしたがえば、第一に、「ある労働が雇主にとって有している価値」は、「それが使用される目的に応じて決定される」のであり、個々の労働給付の「勤勉さ、技能、強度など」によっても左右される。⁽⁸⁶⁾第二に、労働者に賃金として支払われる「費用」は、単純労働では家族扶養費を含む「生計費、Unterhaltsbedarf」に等しく、技能労働のばあいには技能習得費用分が上乘せされる。⁽⁸⁷⁾賃金が一家族の必要水準に達しないばあいには、「労働者数は、まもなく困窮、未婚および国外移住によって減少せざるをえない。」逆に、十分な賃金は労働者の生活水準を引き上げ、それを維持するために労働者は「晩婚化、他の仕事への移動や場所替えなど」を試みるが、状況が悪いば

再定義とみなすこともできるかもしれないが、それが「国家の諸目的」とその基礎をなすべき新時代の人間像とをポジティブに語りうるためには、「国民経済学」の哲学的基礎づけが不可欠であったはずなのである。もし口ッシャーもそうした側面を直感していたとすれば、それはかれの学問的背景をなしたゲッティンゲンとライプツィヒにおける国家学的諸伝統⁽⁸²⁾をわれわれに思い浮かばせるであろう。そしてヴァーグナーが、その師ラウにおける「国家論」の欠如を批判せざるをえなかったのも、結局は同じ原因に由来していたように思われるのである。

ともあれ、ラウの『政治経済学教科書』は、一般理論に経験論的な特殊各論を付加する発想によって、その改訂諸版では付加ページ数を次々と累増させた（著者による最終版は、Bd. 1, 8. Aufl. 1869; Bd. 2, 5. Aufl. 1862-63; Bd. 3, 5. Aufl. 1864-65）。ラウによって定式化された理論・政策・財政学の三分割法は、こうして、十八世紀の「倫理的に固定され実用性に留意した国家経済 = 国家政策学 Staatswirtschafts- und Staatskugheislehre の伝統の道」と一八〇〇二〇年ごろにドイツで定着した、スミスやリカードに倣った外国の理論的経済学との交わり⁽⁸³⁾を象徴していた。この三分割法は、まもなく諸大学に普及してドイツに固有の学問的伝統となり、ヴァーグナーも、とりわけ政治経済学の根本原理を重視する立場、それは、歴史研究を本領としたシュモラーの「社会科学」的新志向とは相容れなかった。を堅持して、師ラウの三分割法を積極的に踏襲し、新たにロートベルトウスから学んだ経済（理論）と法制度（政策および歴史）との区別の観点によって、それをさらに補強したのであった。⁽⁸⁴⁾しかし当面ここでは、さらにラウの近代社会像を、その「貧困」認識のうちに探っておかねばならない。

ざれもなく教科書風の価値中立的な装いを感じさせる。

二 一方、第二巻・経済政策篇を生産助成論・分配助成論・消費対策論の三部で編成し、分配助成論の末尾に救貧制度論を置いたのは、初版（一八二八年）以来一貫した構成であるが、その救貧制度論において、ラウは貧困を、本人の責任に帰すべきものと不可抗力的な外的要因によるものに分け、さまざまな動因による労働の「需給関係の変動」に注目していた。以下、第五版（一八六三年）にしたがえば、貧困の不可抗力の原因は、「労働収入の欠如」と「支出の増大」（疾病・死亡・火災・戦災などの諸事故）とであり、「労働収入の欠如」はさらに、疾病・障害による、また児童や老人における「就業不能」と、「外的状況」すなわち、手工業親方のばあいの販売不振、労働者の場合の雇用不足と賃金低下、に分類された。この「外的状況」を左右するのは労働の需給関係であり、それは急激な人口増加、国内の資本の減少による労働需要の減退、諸商品の売れゆきの変動、機械の導入による一部労働者の失業、輸出の遮断による労働者の遊休化など、さまざまな原因によつて不可避的に影響を受けるのである。⁽⁹¹⁾これに対して、「本人の責任に帰すべき貧困」は、「過度な不要支出の習慣」（飲酒・賭け事）と「怠惰」とに起因し、ラウはこれを、学校・教会・自治体当局・雇主などの継続的努力によつて次第に減少させることができると考えた。⁽⁹²⁾

貧困の背景にかんするこのような分類学的分析にもとづいて、一国内の貧民の数を増大させる要因としてラウが挙げたのは、（一）人口が多いための激しい労働者間競争と低賃金、（二）工場生産と外国貿易とに付随する不安定な景気変動、（三）下層身分の教育水準の低さ、（四）地域間・産業間の労働の需給均衡を阻害する国家諸制度、（五）人をそそのかして怠惰にさせる慈善活動、の諸要因であった。⁽⁹³⁾とりわけ大量の失業と低所得の状態を

あいにはそうしたことも不十分であるから、労働者は「耐乏生活に陥り、やがてそれにも慣れて苦痛を感じなくなることも少なくなない。」⁽⁸⁸⁾「生計費」は、さまざまな生活手段の価格に依存しているから、賃金額も場所と時代によって多様である。⁽⁸⁹⁾

第三に、「競争」要因についてみると、労働の供給面では、「需要が減少したばあい、それにあわせて労働の供給を減らせるわけではなく、むしろ貧しい賃金労働者は、とにかく生きていくために非常に不利な条件を受けいれざるをえない」し、供給の増加もゆっくりとしかできない。一方、労働の需要は、企業家の側が提供する雇用機会とそれに振り向けられる資本とに依存している。「労働を節約する機械は、当面は賃金を引き下げることもあるが、機械によって増加した利益は再び労働への需要を拡大する。」資本費用に占める賃金支出の割合は、産業分野によって非常に異なるが、「ある企業家が雇い入れる労働者の数は、かれの原料、機械、道具などの蓄えにちょうど対応する。」「雇用のための資本部分に比べて人口数が多すぎるばあいには、労働者の一部分しかそれによって雇用されず、しかもいずれにしても必要な生計をほとんどかなえないような非常に低い賃金しか与えられないだろう。それとは逆のばあいには、賃金は上昇し、企業家と資本家には小さな所得しか残らなくなるだろう。このことから、資本の蓄積が労働者の状態に対していかに良い影響を及ぼすかということが明らかになる。」⁽⁹⁰⁾

このようにラウの賃金論は、使用価値視点、賃金生存費説、需要供給分析からなる複合体という外貌を呈している。とりわけその長期の労働需給論の視点は、イギリス古典学派と共有するものといつてよいが、労働に対する需要がつつねに拡大している、「進歩しつつある社会」を想定したスミスにおける前望的ヴィジョン（高賃金論）を想起すれば、ラウの叙述は、その分類学的手法も相まって、「資本の蓄積」の弁護にもかかわらず）すでにま

質屋 (öffentliche Leih- oder Pfandhäuser) 救済貸付金庫 (Hilfsleihcassen) および救済金庫 (Hilfscassen) すなわち労働者の任意加入保険施設であつた。⁽⁹⁵⁾ 一方、「貧民の扶助 Versorgung」については、「個人の慈善」は、国家の貧民扶助によつて代替されてよいものではなく、「むしろ貧困の軽減のための手段が流れ出る最も豊富な源泉でありつづけねばならない」と主張された。ただし、それが濫用されると、「怠惰を助長」し、「救済を求める者の数を増大させる」という弊害を容易にひきおこす。「もし貧民が容易に援助を得ることができたり、それによつてかれが従来 of 生業をつづける場合よりもつと良い生活をさえ送れたりするならば、かれは働く労苦から逃れようとしがちになる。日々の生活苦と闘わねばならぬ多くの勤勉な労働者たちは、ただ名誉感情と、より大きな欠乏への恐怖とによつてのみ、自分が貧困だと申し出ることを思いとどまっている。しかし資産家たちの気前の良さが不都合な使われ方をしてこの恐怖を取り除いてしまうと、勤勉と節約とへの動機ならびに自尊心が衰退させられるのである。⁽⁹⁶⁾」

「貧民の扶助」は、このように「個人の慈善」とその抑制的な運用とが一般原則とされ、したがつて貧民扶助 (Armenpflege) の主体としては、私的団体、教会、地域ゲマインデ、そして国家という多様な諸段階が想定された。このばあい、国家には、各地域での扶助の実施を基礎的に支える、救済行政の法制度的な画一性・広域性の確保が期待されたのであり、その意味で国家の役割は補完的・間接的であつた。⁽⁹⁷⁾ また、貧民扶助のための財源については、ラウは各ゲマインデの基金と個人的寄付を本来的基盤とみなしたが、ゲマインデにおける救済税の是非については、公的強制への反対論に配慮しつつも、補完的財源として課税を肯定した。⁽⁹⁸⁾ さらにラウは、扶助対象を、

(一) 成人の労働能力ある貧民、(二) 貧困児童 (孤児院などの教育施設への収容)、(三) 就業不能者 (喜捨

生み出す原因としてラウが注目したのは、第一に「財生産の減少（たとえば売り上げの停滞や資本の減少などによる）」であり、第二は「あまりにも急激な人口増加」であった。しかしラウにしたがえば、前者は、「深刻な戦争や内乱、外国の販路の封鎖など」の「重大事故の結果」であり、後者すなわち「人口過剰」(Uebervölkerung) は、「増えすぎた人口が国外移住、死亡率の上昇、または結婚・出生の減少によって再び有益な水準に戻るか、あるいは新しい産業分野が十分な規模で開始されるか」のどちらかによって克服されるであろう。しかも本来「人口数は、通常は生計費を獲得できる機会と同じ歩調でしか増加しないし、家族を労働収入で養うことが次第に困難になることによつて人口数は一定の限界にとどまるものである。労働者たちに分別があり、かれらが豊かな生活の水準に慣れて、それがかれらに軽はずみな結婚を思いとどまらせるようになればなるほど、若干名の零落は他の人々にとつていつそう戒めとなるのであつて、したがつて過度の人口増加を恐れねばならないのは、たとえば政府が過度に熱心に干渉するばあいや、あるいは労働階級が非常に無知・寡欲でひどく軽率であるばあいなど、例外的なばあいだけである。」⁽⁹⁴⁾ これを言いかえれば、突発的な「重大事故」が発生しなければ生産は拡大するし、「資本の蓄積」による雇用の拡大、政府が誤つた介入を避け、労働者たちの教養が高まれば、「人口過剰」という労働供給サイドの問題は本来深刻化しないはずだというのが、ラウの基本的立場であつたと解釈できるであらう。

こうした楽観的な労働需給論に照応して、貧困対策については、ラウは、貧民救済が怠惰を助長することを恐れ、「個人の慈善」を大原則に掲げて勤勉と節約を説き、国家には補完的役割しか認めなかつた。「貧困の予防」のための方策としてラウが挙げたのは、民衆教育や各種経済政策など間接的諸方策を別とすれば、困窮時の公営

るような初期の作品にみられた国家論的関心が『政治経済学教科書』以降次第に減退した点を惜しみ、また、労働者の階級的自立性に対するラウの認識の浅さを批判した⁽¹⁰⁴⁾。そして、モールおよびシュタインから国家行政活動の役割を学んだヴァーグナーは、たしかに経済学における機能主義的方法（種類価値論を含む分類学的大系）と三分割法とをラウから十分に継承しつつ、私有財産権という法制度に変更を加える所得・資産の再分配の国家機能に踏み込むのである。

四 ヴァーグナーにしたがえば、私有財産制にもとづく自由競争は、生産力の上昇というメリットをもたらすが、その反面で、所得・資産の不平等の拡大を生み出す⁽¹⁰⁵⁾。後者は、「才能ある者」、「良心の少ない者」および「大経営」の勝利、独立自言層の減少、労資二階級の分裂、労働者階級の状態の「相対的」悪化、労働者の雇主への依存の深化と上昇展望の減退として現れる⁽¹⁰⁶⁾。労働者階級の経済的状态を改善するための方法は、第一に生産力の増大であり、第二は上層階級から下層階級への所得移動（利潤から賃金への移動、賃金引き上げ分の製品価格への転嫁、累進課税・相続税を含む税制改革、以上の三ルート）である⁽¹⁰⁷⁾。一方に生産力の拡大と、他方に分配の修正、というブルジョア社会改良主義の基礎類型が、ここに明示される。しかし、それを新時代の喫緊の課題とヴァーグナーに認識させたものは、「倫理」の消失という危機意識であった。「社会問題講演」で言う、「完全な職業の自由と結びついた人間の人格的自由の原理、そして完全な、ますます絶対的・無制限になる私有財産制の原理」、近代社会を貫くこの二つの「法原理」は、何を帰結したか。「国民経済の、あのいわゆる自然的なテアル・サインが、無条件のデアアラネバナラヌ、Semmissen になった。そこでは国民経済の倫理的なテアル・ベシ・Sollen は、完全に無視された。経済諸関係の形成に対する個人、社会、国家の倫理的責任」という理念は、消え去

と救貧院・病院への収容)に分類したが、とくに対策の焦点となる、労働能力がありながら失業・半失業の状態にある貧民については、雇用事務所の設置、仕事の供給、宿泊所の斡旋、貧民の開墾入植、国外移住の促進を提言するにとどまった。⁽⁹⁹⁾

三 以上のようにラウの貧困対策論は、晩年の一八六〇年代においてもなお、基本的には個人の勤勉と慈善に頼る古典的自由主義者の相貌を示しており、それは貧困分析の基礎に置かれた労働需給論が、「人口過剰」問題への懸念をなお残しながらも「生産の順調な拡大と労働者階級の理性的な生計維持志向とへの楽観的期待によって支えられていたからであった。そのような楽観論は、工場労働者問題の認定についても、工場制度の拡大がもたらす弊害の規模は「しばしば誇張して描かれてきた」と述べるようなラウの消極性に結びついたのであって、労働者状態の改善のためにまず期待されたのは国民学校や宗教教育、俸約の奨励、工場主の配慮であり、これらに付加されたものは、工業地域での政労使代表による「産業協議会、Gewerkämter」の設置、「救済金庫」の設立、すべての労働者に交付して職歴（労働条件や雇用契約履行状況など）を記入する「労働手帳、Arbeitsbücher」の導入、トラックシステムの法規制、そして児童労働の制限、以上に尽きていた。⁽¹⁰¹⁾ それとは対照的に、七歳年少のモデルは、三十歳代半ばにして、チュービンゲン大学で国家経済学部の総合国家学的拡充を主導しつつ、諸外国のスミス批判の諸文献から労働者問題への認識を深め、労働者保護、利潤分配制、公教育、自営化のための国家融資、保健行政など、市民的自立を助成するための国家権力による広範な公共福祉行政的援助の必要性を一八三〇年代から具体的に論じていたから、かれはラウのそうした月並な消極的・微温的姿勢を冷やかに眺めていた。⁽¹⁰²⁾ ロッシャーは、ラウの価値論を経済理論的貢献と評価しつつも、一八一五年の懸賞論文「ツンフト擁護論」⁽¹⁰³⁾ におけ

なのである。⁽¹¹³⁾ 人間の必要充足行為はすべて、「理性と良心に導かれる」ものとして「責任あるものであり、つねに人倫的判断に服している」⁽¹¹⁴⁾、これがヴァーグナーの政治経済学における人間観であり、そこに、ラウの実証主義をこえて、経済学と倫理学とを再統合しようとする見地を看取することができるであろう。また、ラウの物財限定論を批判して言う、「サービスを経済財に算入する決定的な根拠は、充足手段は物財だけではまさになりえないということであつて、なぜなら、必要なものはたんに物財だけではなく、人的サービスにもとりわけ、権利保護やあらゆる種類の助成のように、国家のサービスも」⁽¹¹⁵⁾と関係しているからである。⁽¹¹⁵⁾と。そして、以上の二つの基礎論点から、「人間の社会的本質 (socials (gesellschaftliches) Wesen des Menschen あるいは人間の共同生活に由来する共同的または集合的、必要物 Gemein- oder Collectivbedürfnisse」⁽¹¹⁶⁾が概念的に提起されることによつて、「法秩序」から始まる物財・サービス両面での巨大な人為制度的・社会形成的な領域世界が、私経済や慈善では代替できない必要充足制度主体としての「共同経済制度」(国家および自発的諸団体)とともに、一気に姿をあらわすのである。これが、ヴァーグナーの到達した国民経済学の「倫理」化と「制度」化の精神と論理であつたように思われる。それは「共産主義でも自由貿易主義的な楽観主義でもなく、より正しい中間の立場」⁽¹¹⁷⁾からなされた、法制度の改革による「分配」の修正という社会改良の主張であつた。

このようなヴァーグナーの見地は、福音主義の義務倫理にもとづく保守的なプロイセン・ナショナリズムを母胎としていたが、「配分」問題の視野から国民経済活動の法制度的・倫理的基盤に光をあてようとしたその根本視座のうちには、十八世紀の旧福祉国家時代以来蓄積されてきたポリツアイ学・国法学の諸成果への積極的接続という明瞭な自覚と、「文化目的・福祉目的」に向けた規範的経済学の立場があつたのである。

つた。そのさい、経済的事象はつねに同時に人間行為の産物であるということがまったく見落とされた。」

だからこそ、「いま生じている国民経済の学問における変革が、国民経済の諸関係における倫理的根拠をあらためて強調することになったのも、まことに当然のこと」であって、「経済的行為の領域における人倫的無關心主義 *stitcher Indifferenzismus* に対抗して、われわれはここで、ふたたび倫理的諸原理が力を発揮することを要求しなければならぬ」⁽¹⁰⁸⁾。と。つまり、人間＝物財関係に特化したラウの即物的客観主義の世界とは異なり、ヴァーグナーにとつては、「さまざまな人々のあいだの経済的諸関係においても、人間と人間との関係がふたたび重要性を保つこと」⁽¹⁰⁹⁾、これこそが最も根源的な課題であった。だから、とりわけ労使関係において失われた「人格的關係の回復」に焦点があてられ、不平等の軽減をめざすことは上層階級と国家との倫理的義務にほかならず、同時にそこに危機回避をはかる上層階級の「政治的賢明さ」⁽¹¹⁰⁾ が期待されたのである。

「社会問題講演」におけるこのような素朴な国民経済（学）の「倫理」化の主張は、その五年後の主著初版において、人間共同性の政治経済学へと顕著に深められる。その全構造を決定づけたと思われるヴァーグナーの基礎視点は、第一に、人間の本性に「自己利益の欲求」しか見ない立場を退け、「道德的善悪」の「作用能力」⁽¹¹¹⁾ を認め、これを重視する見地であり、第二に、「経済財」の概念を「物財」に限定したラウを批判して、「人的サービス」⁽¹¹²⁾ にまで拡大する論点である。自己利益の動機だけを仮定して、経済学は「愛や義務感情」など道徳学に属すべき問題を扱うべきではないと主張する自由競争賛美者の議論に対して、ヴァーグナーはその誤りを指摘して言う、「自己利益を事実上修正する道德的能力を経済学の中で考慮することは、倫理学とエコノミクとを混同することになるのではなく、経済的行為を、個人の責任がある倫理的行為のもとに組み入れるというだけのこと

が期待されたのであった。ヘーゲルが「人格と所有の安全」だけでなく、「個々人の生計と福祉の保障」をも共同体の任務ととらえ、それぞれに「司法」と「ポリツアイ」をあてていたことは、⁽¹¹⁹⁾国家目的論（「平和と福祉」）の長いドイツ的伝統に沿ったものであったが、「貧困それ自身は、何びとをも賤民にしはしない。賤民は、貧困に結びついている心術 *Gesinnung*」によつて、すなわち富者や社会や政府などに対する内心の叛逆によつて、はじめて賤民として規定される⁽¹²⁰⁾と述べて、賤民出現の倫理的理由は重視し、またそれゆえに、団体の「成員」であることが他者からの「承認」と「身分上の誇り」とをおのずから生み出すという点に「第二の家族」としてのボルボラツィオンの最も基礎的な意義を認めていた⁽¹²¹⁾。そこには、「貧困状態は諸個人からあらゆる社会的便益を奪つ⁽¹²²⁾」という、ヘーゲルの鋭利な観察眼が働いていたのである。

こうした問題状況を言いかえれば、同時代の知識人にとっては、貧困それ自体が問題だったというよりも、貧困が存在するという意識（「イデオロギーという回り道」⁽¹²³⁾）を介して、貧民の社会的排除ではなく社会的包摂が喫緊の課題として早くから認識されていたのであって、望ましい国制・政治・社会の諸構造や倫理のあり方にまで及ぶそうした問題理解のいわば国家学的な広がりにおいて、貧困と福祉は「経済学」だけの課題にとどまるものでは決してなかった。むしろ実際には、上述のバーダーやモールのように、「経済学」とは別の諸次元で「社会問題」認識が深められていたのであった。そうした課題意識の先駆的一類型を、ヘーゲルが近代社会の基礎構造にかんする「国家学」的認識（『法の哲学』）の中で鮮明に示した頃、ちょうどラウは、「国富の理論」としての経済学体系のドイツ講壇における誕生をまさに宣言しようとしていたのである。そして、ラウが「国民経済学」として提示した、人間の必要充足のための外的条件を問う個人主義的抽象原理は、そのこまもなく興隆した「歴

六 小括

ヴァーグナーが試みた「私経済制度」に対する「共同経済制度」の概念的提起と、経済学原理への国家の再分配機能の包摂とは、スミスが想定していた独立した諸個人の対等・均質な関係としての自律的な市民社会像に修正を迫り、あらためて人間生活の社会的共同性の問題を登場させた。ヴァーグナーは「共同的必要」の充足方法として、「強制的共同経済制度」(国家)だけではなく、「自由な共同経済制度」(自由な諸団体における「連帯性」原理と「社会的自助」)や「慈善」(私有財産の倫理的使用における無償性と個別性)がはたす不可欠な補完的機能にも着目していた。¹¹⁸⁾ この点は、「国家社会主義者」ヴァーグナーが、他面では福音社会派運動の中心的担い手の一人でもあったことを想起させるであろう。

ヴァーグナーのスミス主義からの(したがってラウの、利己的な諸個人の相互関係に還元される楽観主義的な「国民経済」像からの)「回心」に半世紀先だって、すでにヘーゲルは、自由な諸個人の「欲求の体系」としての市民社会には生まれられた限界を、「偶然性」による特殊利害の分裂(貧富の対立と「賤民 Pöbel」の出現)に見いだして、こうした市場経済社会の矛盾の克服を、真に自由な人倫共同体としての国家の「統治」作用に託していた。そのさい、内務行政としての伝統的な「ポリツァイ」概念が援用されるとともに、職業団体(「コルポラツィオン」)を中核とする各種中間団体に、自治的・相互支援的・利害調整的かつ人倫的な意義が担われ、国家の統治権および立法権への下からの職能団体的参与機能をとおして、主体性と共同性が統合された人倫の回復

- (7) Vgl. z.B. „Weder Kommunismus noch Kapitalismus“, Bürgerliche Sozialreform in Deutschland vom Vormärz bis zur Ära Adenauer, hrsg. von R. v. Bruch, München 1985.
- (8) F.-X. Kaufmann, Sozialpolitisches Denken, Die deutsche Tradition, Frankfurt a.M. 2003, S. 12. Vgl. auch R. v. Bruch, Einführung zu „Weder Kommunismus ...“, a.a.O., S. 7-19.
- (9) Vgl. F. v. Baader, Über das dermalige Mißverhältnis der Vermögenslosen oder Proletars zu den Vermögenden Klassen der Sozietät in betreff ihres Auskommens, sowohl in materieller als in intellektueller Hinsicht, aus dem Standpunkte des Rechts betrachtet (1835), in: ders., Gesellschaftslehre, Ausgewähl. eingeleitet und mit Texthinweisen von H. Grassl, München 1957, S. 235-250.
- (10) Vgl. R. v. Mohl, Ueber die Nachteile, welche sowohl den Arbeitern selbst, als dem Wohlstande und der Sicherheit der gesammten bürgerlichen Gesellschaft von dem fabrikmäßigen Betriebe der Industrie zugehen, und über die Nothwendigkeit gründlicher Vorbeugungsmittel, in: Archiv der politischen Oekonomie und Polizeiwissenschaft, hrsg. von K. H. Rau, Bd. 2, Heidelberg 1835, S. 141-203.
- (11) バーターとモールにかんする以上の論点については、木村、前掲書、第五、七章、および木村周市朗「バーターの近代社会批判 団体的自由論とプロレタリア問題」、『伊坂青司・原田哲史編『トイン・ロマン主義研究』、御茶の水書房、二〇〇七年、所収』を見よ。
- (12) Vgl. E. Pankoke, Sociale Bewegung – Sociale Frage – Sociale Politik, Grundfragen der deutschen „Socialwissenschaft“ im 19. Jahrhundert, Stuttgart 1970, S. 52ff.
- (13) この第三段階では「労働者問題」が解消したわけでは決してなかったし、本来労働者保険として成立した社会保険制度の職業別編成が第二次大戦後も維持され、それはベヴァリッジ型の社会保障理念の浸透に対して抑止的に作用

史主義」の華々しさの背後でも、なお経済学原理の方法論的視点として維持されていたはずであり、それに対抗するようにつ、ドイツ国家学における哲学的伝統もまた、さらに独自の展開を示すことになるであろう。

- (1) Vgl. G. Esping-Andersen, *Social Foundations of Postindustrial Economics*, Oxford 1999, pp. 74-86. 渡辺雅男・渡辺孝子訳『ポスト工業経済の社会的基礎 市場・福祉国家・家族の政治経済学』、桜井書店、二〇〇〇年、一一六―一二九ページ。あわせて、エスピン・アンデルセンの諸論点にかんする日本における諸コメントには不用意な誤解も含まれていることを指摘した、渡辺雅男『市民社会と福祉国家 現代を読み解く社会科学の方法』、昭和堂、二〇〇七年、九四―九五―一二八―一二九ページも参照のこと。なお、以下本稿では、引用文中の()はすべて原文のまま、()の部分は引用者の補筆であり、引用文中の傍点は、原文がゲシユペルト(または、)くまれにイタリックや「チック」であることを示す。また、引用文は邦訳書に従っていない場合はあいがある。
- (2) H. Maier, *Ältere deutsche Staatslehre und westliche politische Tradition*, Münchner Antrittsvorlesung, Tübingen 1966 (Recht und Staat in Geschichte und Gegenwart, 321), S. 24. 石部雅亮訳「旧ドイツ国家論と西欧の政治的伝統」、成瀬治編訳『伝統社会と近代国家』、岩波書店、一九八二年、所収、一六六ページ。
- (3) これらについては、木村周市朗『ドイツ福祉国家思想史』、未来社、二〇〇〇年、序章を見よ。
- (4) K. Stern, *Das Staatsrecht der Bundesrepublik Deutschland*, Bd. 1, München 1977, S. 692.
- (5) Vgl. z.B. E.-W. Böckenförde, *Entstehung und Wandel des Rechtsstaatsbegriffs*, in: ders., *Staat, Gesellschaft, Freiheit. Studien zur Staatstheorie und zum Verfassungsrecht*, Frankfurt a. M. 1976, S. 65-92.
- (6) Vgl. K. Pribram, *Die Wandlungen des Begriffs der Sozialpolitik*, in: *Festgabe für Lujo Brentano zum 80. Geburtstag*, Hrsg. von M. J. Bonn u. M. Palyi, Bd. 2, München u. Leipzig 1925, S. 223-267.

- (18) Vgl. ebenda, S. 230 Anm.
- (19) Ebenda, S. 257.
- (20) 以上のヴァーグナーの福祉的國家論については、木村 前掲書、第九章を、また、シュタインの階級社会分析に
 せよの行政國家論については、同書、第八章を見よ。
- (21) Vgl. A. Wagner, Die akademische Nationalökonomie und der Socialismus, Rede zum Antritt des Rectorats der Königl.ichen
 Friedrich-Wilhelms-Universität in Berlin, gehalten in der Aula am 15. October 1895, Berlin 1895, S. 15f.
- (22) ホーユンサンの Collegium illustre (一五五九年)、トレンシントマンの Collegium Carolinum (一七四六年)、
 カンザースマウテルンのマカチー(一七七四年)などの開設状況については、これを、W. Roscher, Geschichte
 der National-Oekonomie in Deutschland, München 1874, S. 471f.; W. Stieda, Die Nationalökonomie als Universitätswissen-
 schaft, Leipzig 1906, Neudruck, Vaduz 1978, S. 38-46, 109-119.
- (23) M. Stollens, Veit Ludwig von Seckendorff, in: ders. (Hrsg.), Staatsdenker im 17. und 18. Jahrhundert: Reichspublizistik,
 Politik, Naturrecht, Frankfurt a. M. 1977, S. 148-173, S. 149. 佐々木有司・柳原正治記『一七・一八世紀の國家思想家た
 ら 帝國公(國)法論・政治学・自然法論』、木鐸社、一九九五年、二四一―二五二頁。
- (24) Vgl. H. Maier, Die ältere deutsche Staats- und Verwaltungslehre, Neuwied u. Berlin 1966, München 1986, S. 139-151.
- (25) その十九世紀まで用いられたものになった広義の官房学の三分野構成が、一七二七年にプロイセン国王フリー
 ドリッヒ・ヴィルヘルム一世によってフランクフルト・アン・デア・オーデル大学の官房学講座の初代教授に任命
 されたユーストゥス(Justus Christoph Dittmar)によって、W. Roscher, aa.O., S. 431, を見よ。
- (26) Vgl. H. Maier, Die Lehre der Politik an den deutschen Universitäten vornehmlich vom 16. bis 18. Jahrhundert, in: D.
 Oberdorfer (Hrsg.), Wissenschaftliche Politik. Eine Einführung in Grundfragen ihrer Tradition und Theorie, Freiburg i. B.
 ヌーマン國家学叢書

ドイツ国家学と経済学

- した。しかし、すでにヴァイマル時代に、第一次大戦後のインフレ下で没落する中間層の救済や戦争犠牲者の援護、医療・住宅・社会福祉制度の問題など、新しい社会問題が登場したことともなつて、社会政策の主体と対象の両面で分散化が始まつており、そのさいに生み出された包括的な「ゲゼルシャフトspolitik」概念は、第二次大戦後の一九五〇年代以降に人口に膾炙して、たとえずぐれてドイツ的なミリュウの中ではあつたにせよ、マッケンロートやアヒンガーが提起した「家族」や「家計」、あるいは社会学的な「生活様式」の視点によつて、旧来の労働者問題中心の階級政策的な観点とは異質な、社会政策概念の現代化が、促進されることになつた。英米系の「社会保障」概念の国際的漫漶に対するドイツにおける固有のミリュウ（ドイツ社会政策の史実の自負と「社会政策」概念の堅持、多元的団体組織の伝統の重視と国家主義化への警戒、カトリックの「補完性原理」にもとづく自治助成的社会構成論、経済社会秩序形成政策の観点とオルドー自由主義、社会政策論と社会史（構造史）研究との接点、伝統的な労働者問題への視点の堅持など）について、木村周市朗「ドイツ社会保障概念の形成と社会政策」、『成城大学経済研究』第一一五・一一六合併号、一九九二年三月、所収、265頁、F.X. Kaufmann, a.a.O., S. 102, 140ff., 149ff. 参照。
- (14) L. Brentano, *Mein Leben im Kampf um die soziale Entwicklung Deutschlands*, Jena 1931, S. 76.
- (15) Vgl. A. Wagner, *Rede Über die sociale Frage*, gehalten auf der freien kirchlichen Versammlung evangelischer Männer in der K. Garnisonkirche zu Berlin am 12. October 1871, Separatdruck, Berlin 1872, S. 5, 13, 30-38.
- (16) A. Wagner, *Allgemeine oder theoretische Volkswirtschaftslehre*, Mit Benutzung von Rau's Grundsätzen der Volkswirtschaftslehre, (Lehrbuch der politischen Oekonomie, von Karl Heinrich Rau, Vollständig neubearbeitet von A. Wagner und E. Nasse, 1. Bd.), Leipzig u. Heidelberg 1876, Faksimile-Ausgabe, 1991, S. 241.
- (17) Ebenda, S. 162.

- (15) Vgl. H. E. Bödeker, Das staatswissenschaftliche Fächersystem im 18. Jahrhundert, in: R. Vierhaus (Hrsg.), *Wissenschaften im Zeitalter der Aufklärung*, Göttingen 1985, S. 143-162.
- (16) この論議は、ヘーゲルが『法の哲学』の公刊に先立って、一八一七—一八一年にハイデルベルクで、一八一八—一九年および一八一九—二〇年にベルリンでそれぞれおこなった講義の表題に由来している。この点については、高柳良治監訳『自然法と国家学講義 ハイデルベルク大学一八一七—一八一年』、法政大学出版局、二〇〇七年、を見よ。
- (17) Vgl. W. Stieda, a.a.O., S. 109-148; K. Tribe, Die 'Kameral Hohe Schule zu Lauren' und die Anfänge der ökonomischen Lehre in Heidelberg (1774-1822), in: N. Waszek (Hrsg.), *Die Institutionalisierung der Nationalökonomie an deutschen Universitäten*, St. Katharinen 1988, S. 162-191.
- (18) Vgl. K. H. Rau, Grundriß der Kameralwissenschaft oder Wirtschaftslehre für encyclopädische Vorlesungen, Heidelberg 1823.
- (19) Vgl. W. Roscher, a.a.O., S. 848.
- (20) Vgl. K. H. Rau, Ueber die Kameralwissenschaft, Entwicklung ihres Wesens und ihrer Theile, Heidelberg 1825, Nachdruck, Stuttgart 1997, S. 1-9.
- (21) Ebenda, S. 9f.
- (22) Vgl. ebenda, S. 11-13.
- (23) Vgl. F.-L. Knemeyer, Art., Polizei, in: *Geschichtliche Grundbegriffe, Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland*, hrsg. v. O. Brunner, W. Conze u. R. Koselleck, Bd. 4, Stuttgart 1978, S. 875-897, S. 876, 881ff.
- (24) K. H. Rau, Ueber die Kameralwissenschaft, S. 13f.

1962, S. 59-116.

- (27) 一七二七年のハレ大学における官房学講座開設のさいに大学総長フォン・ルーデヴィヒがプロイセン国王に対しておこなった挨拶に、すでにアリストテレス的(倫理的)家政管理から国家行政技術が自立化する起点を認めることがわかる(以下)『これを見よ』 K. Tribe, *Strategies of Economic Order, German Economic Discourse, 1750-1950*, Cambridge U. P. 1995, p. 13-14. 小林純・他訳『経済秩序のストレンジャー ドイツ経済思想史』一七五〇 一九五〇 『ミネルヴァ書房』一九九八年、一八 一九ページ。
- (28) 上のちがちな歴史的観点を提起した一人は、エトガー・ザリンである。Vgl. E. Salin, *Hochkapitalismus, Eine Studie über W. Sombart, die deutsche Volkswirtschaftslehre und das Wirtschaftssystem der Gegenwart*, in: ders., *Lynkeus, Gestalten und Probleme aus Wirtschaft und Politik*, Tübingen 1963, S. 182-212, hier S. 209. Siehe auch: ders., *Geschichte der Volkswirtschaftslehre*, 4. erweiterte Aufl., Bern u. Tübingen 1951, S. 17-27. (本書の第一版を底本とした高島善哉訳『経済学史の基礎理論』三訂増訂 一九四四年、では一五ページ以下。)あわせて、オト・ブルンナーの周知の論説が、この文脈に当てはめられる(以下) O. Brunner, *Das „ganze Haus“ und die altheuropäische „Ökonomik“*, in: ders., *Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte*, 2., vermehrte Aufl., Göttingen 1968, S. 103-127. 『全き家と旧ヨーロッパの家政学』石井紫郎・他訳『ヨーロッパ その歴史と精神』岩波書店、一九七四年、所収。
- (29) Vgl. H. Maier, *Lehre der Politik*, a.a.O., S. 100f.; ders., *Die ältere deutsche Staats- und Verwaltungslehre*, a.a.O., S. 171 (Anm. 313), 181.
- (30) フーホルトルフトマーシウス、ヴォルフに ついては、たとえば M. Stollis (Hrsg.), *Staatsdenker im 17. und 18. Jahrhundert*, a.a.O. 所収の、N. Hammerstein, K. Lüg, M. Thomann の各論(前掲訳書『一八三三ページ以下)を参照しよう。

- (22) K. H. Rau, Ueber die Kameralwissenschaft, S. 51.
- (23) Vgl. ebenda.
- (24) Vgl. K. H. Rau, Lehrbuch der politischen Oekonomie, I. Bd., Grundsätze der Volkswirtschaftslehre, 3. Aufl., Heidelberg 1837, S. 2f., 7. Aufl., 1863, S. 2-4.
- (25) アリストテレス『政治学』、第一卷第八、十章を見よ。こゝに於てアリストテレスの基礎視點に市場經濟の相對化に關する見地を認めて、現代人の關心を振り向けさせた開拓者の一人は、周知の如くにカール・ポランニーである。と
 ヴェル・K. Polanyi, Aristotle Discovers the Economy (1957), 「アリストテレスによる經濟の發見」、玉野井芳郎・平野健一郎編訳『經濟の文明史』、日本經濟新聞社、一九七五年、ちくま学芸文庫、二〇〇三年、各所収、を見よ。
- (26) K. H. Rau, Ueber die Kameralwissenschaft, S. III.
- (27) K. H. Rau, Lehrbuch, I. Bd., 3. Aufl., S. 22, vgl. 7. Aufl., S. 27f.
- (28) Vgl. z.B. K. H. Rau, Ueber die Kameralwissenschaft, S. 24.
- (29) Ebenda, S. 27.
- (30) Ebenda, S. 40f.
- (31) Vgl. K. H. Rau, Grundriß der Kameralwissenschaft, S. 13-17.
- (32) K. H. Rau, Ueber die Kameralwissenschaft, S. 33.
- (33) Vgl. ebenda, S. 34-37.
- (34) 上の第二卷の標題は、第一版（一八三九年）か否は Volkswirtschaftspflege 及び Volkswirtschaftspolitik に改められた。¹²⁹
- (35) Vgl. K. H. Rau, Lehrbuch, I. Bd., 3. Aufl., S. 11, 7. Aufl., S. 15.

ドイツ国家学と経済学

- (41) 木村、前掲書 三三三、三三六ページなどを見よ。
- (42) K. H. Rau, Grundriß der Kameralwissenschaft, S. 3.
- (43) Ebenda, S. 4.
- (44) Ebenda, S. 4f.
- (45) Vgl. H. Maier, Die ältere deutsche Staats- und Verwaltungslehre, a.a.O., S. 42f., 173.
- (46) そのでは、鉱山術、農学、林学、製造学（技術学）、商学の分野が、それぞれ「技能論 Kunstlehre」と「営業論 Gewerbslehre」とで構成され、とくに前者における各産業技術論は多岐にわたっている。この点に照応するものとして、『講義要目』全体の序論に置かれた「他の諸学問との関係」の中で、「自然諸科学の重要性、とくに市民的獲得学にとつての」を掲げて、化学、動物学、植物学、鉱物学、数学（純粹数学および、政治算術・力学・機械学・水力学・測地術の各分野への応用）を、関係諸文献とともに列挙していること（第一四―一五項）に注意が払われるべきである。
- (47) K. H. Rau, Ueber die Kameralwissenschaft, S. 21.
- (48) Vgl. ebenda, S. 37f. ラウは、テュービンゲンの官房学者フルダ（Friedrich Carl von Fulda, 1774-1847、哲学部時代は官房学の、一八一七年開設の国家経済学部では国家経済学理論の教授）が経済活動主体の区分から私経済学・国民経済学・国家経済学（政府）に三分類していることに触れて、この三者が経済学の内容をなすことは「すべての著述家の一致した見解」だと述べている（vgl. ebenda, S. 23f.）。
- (49) Vgl. ebenda, S. 38.
- (50) Vgl. ebenda, S. 44-47.
- (51) アリストテレス『政治学』（山本光雄訳）、『アリストテレス全集15』、岩波書店 一九六九年、二〇ページ。

- (7) Vgl. H. Maier, Die Lehre der Politik, a.a.O., S. 92, 106; ders., Ältere deutsche Staatslehre und westliche politische Tradition, a.a.O., S. 7f. 前掲図書 一五 | 一五 | ページ。
- (78) Vgl. K. H. Rau, Ueber die Kameralwissenschaft, S. 34f.
- (79) Vgl. V. Hentschel, Die Wirtschaftswissenschaften als akademische Disziplin an der Universität Heidelberg 1822-1924, in: N. Waszek, Die Institutionalisierung der Nationalökonomie, a.a.O., S. 192-232, bes. S. 197-200.
- (80) K. H. Rau, Lehrbuch, 1. Bd., 3. Aufl., S. 60, 7. Aufl., S. 76. おまじつに物々參照のじよ。 B. P. Priddat, Der "Cattungs-werth" oder die Moral der subjektiven Werthe in der deutschen Nationalökonomie: K. H. Rau, F. B. W. von Hermann, B. Hildebrand, G. W. F. Hegel und A. Wagner, in: ders. (Hrsg.), Wert, Meinung, Bedeutung, Die Tradition der subjektiven Werthe in der deutschen Nationalökonomie vor Menger, Marburg 1997, S. 241-285. おまじつに B. P. Priddat の日本での講演「ドイツ経済学における主観的価値の理論」(原田哲史訳)、『四日市大学論集』、第一〇巻第一号、一九九七年、所収。
- (81) K. H. Rau, Grundriß der Kameralwissenschaft, S. 78, 87f.
- (82) 一八一七年にハノーファーで生まれたロツシャーがその学問を形成したゲッティンゲンは、ドイツでのスミス受容の有力な窓口(G・ザルトリウス)となる前に、十八世紀に、自由主義的な公法学を形成したG・L・ベーマーやJ・S・ピコッターとともに、国家諸科学を経験的・歴史的方法で開拓したG・アッヘンヴァル、国家諸科学を歴史部門と哲学部門とで体系化したA・L・シュレーツァーが輩出していた。また、ロツシャーが一八四八年に移籍して後半生をすごしたライプツィヒでは、十八世紀以降官房学や国家諸科学が形成されたが、伝統的な実践哲学が十九世紀まで長く維持され、かつての「道德学および政治学」(倫理学)の講座から経済学的内容を含む国家学関連の諸講座が発展していった(そのうちG・ハンセンの講座が、ロツシャー、L・プレントナー、K・ヒュヒャーらによって順

ドイツ国家学と経済学

ドイツ国家と経済学

- (96) K. H. Rau, Lehrbuch, I. Bd., 3. Aufl., S. 4-6. 上の六項目は第七版では八項目に拡充されている (S. 6-8.)°
- (99) Vgl. K. H. Rau, Lehrbuch, I. Bd., 3. Aufl., S. 6-7, 7. Aufl., S. 9-10.
- (98) K. Tribe, *Governing Economy, The Reformation of German Economic Discourse 1750-1840*, Cambridge U. P. 1988, p. 198.
- (99) W. Roscher, a.a.O., S. 850.
- (70) ちなみにロシヤが『ドイツ国民経済学の歴史』において、「ドイツにおけるアダム・スミスの受容」の主題でとりあげた主要人物は、C. Garve, C. J. Kraus, G. Sartorius, A. F. Lueder 及び「ドイツにおけるスミス学説の最初の自立の発展」の主題では、G. Hufeland, J. F. E. Lotz, J. v. Soden, L. H. v. Jakob, A. Thaer が「ドイツにおけるスミス学説の興隆の発展」の主題で、H. v. F. B. W. Hermann 及び J. H. v. Thünen が登場する° Vgl. W. Roscher, a.a.O., Kap. 25, 27, 32.
- (71) K. H. Rau, Grundriß der Kameralwissenschaft, S. 78.
- (72) スミスによつては「政治経済学」は「政治家もならず立法者の科学の一部門」(『国富論』第四編序論)ととらえられていたことが示すように、経済学は統治論の一部分であった。スミスにおける倫理学、法学、経済学の内的関係、すなわち市民社会における「正義」の同感論＝統治論としての一貫性については、山崎怜『アダム・スミス』(イギリス思想叢書6) 研究社、二〇〇五年、を参照°
- (73) K. H. Rau, Lehrbuch, I. Bd., 3. Aufl., S. 15.
- (74) Ebenda, S. 17.
- (75) K. H. Rau, Lehrbuch, I. Bd., 7. Aufl., S. 19.
- (76) Vgl. K. H. Rau, Lehrbuch, I. Bd., 3. Aufl., S. 18ff., 7. Aufl., S. 21ff. 「商業学」を含む「獲得学」における産業技術面に絞られる点の懸念にこの点、前掲注46を参照°

- (96) Ebenda, S. 421f.
- (97) Vgl. ebenda, S. 424ff., bes. S. 427f.
- (98) Vgl. ebenda, S. 438ff.
- (99) Vgl. ebenda, S. 445ff., bes. S. 451-471.
- (100) Vgl. K. H. Rau, *Lehrbuch*, 1. Bd., 7. Aufl., S. 528.
- (101) Vgl. K. H. Rau, *Lehrbuch*, 2. Bd., 4. Aufl., 2. Abt., 1858, S. 54-63, 5. Aufl., 2. Abt., 1863, S. 57-66. ヴォペリウスは「*ラウは工場制擁護論で一貫し、初期の頃より後期のほうがむしろ自由主義的（国家干渉に対して消極的）になつたものである*」。Vgl. M.-E. Vopelius, *Die altliberalen Ökonomen und die Reformzeit*, Stuttgart 1968, S. 123-125.
- (102) 晩年にもずからハイデルベルク大学教授時代（一八四七—一八六一）を回顧したモールにしたがえば、*ラウは「勤勉」ではあったが、「才気なく、退屈で、結局のところ古めかしい」人物であった。「たしかにまじめで立派、よく働きの学識もあつたが、しかし才は凡庸で小事にこだわり、生活も学問も容易に身動きがとれなかつた。*」若くして経済学の教科書で「幸運なヒットを飛ばし、それによつて名をなした」が、「しかしかれはやはりこの業績で止まつてしまひ、その教科書は、ますます詳細になつていく注と統計資料によつて、ひきつづきリードするものだったといふより、むしろ悪くなつた。その名声をかれは非常に本気にとり、あらゆる異議に対して非常に神経質だつた。かれは窮屈な性格であり、味気なさやきこちなさによつて、講義を行つといつ最も手近な任務への適任さといふ面では、*やえ班のものどころがなかつた。*」*Lebens-Erinnerungen von Robert von Mohl 1799-1875*, 2 Bde., Stuttgart u. Leipzig 1902, Bd. 1, S. 241, 245. モールが一八四七年四月にハイデルベルク大学で就任したのは、法学部の「行政法学および関連諸学問の教授」であつたが、*ラウの所属していた哲学部の国家学・官房学分野では、同年の冬学期以降モールの法学部での講義が指示され、一八五四年の夏学期からは、モールは哲学部でも政治学とポリツァイ学を講じた。ラウは、*

ドイツ国家学と経済学

フーテン国家学之歴史学

次継承された)。Vgl. H. E. Bödeker, aa.O.; W. Stiede, aa.O., S. 258-318.

- (87) R. v. Bruch, Zur Historisierung der Staatswissenschaften, Von der Kameralistik zur historischen Schule der Nationalökonomie, in: Berichte zur Wissenschaftsgeschichte, Bd. 8, Ht. 3, 1985, S. 131-146, S. 134.
- (88) ヴァーグナーも執筆陣に加わったフーテンの編集の『政治経済学手続書』Handbuch der politischen Oekonomie, 2 Bde., Tübingen 1882. が、その理論・政策・財政学という編成にフーテンからの系譜を明示して、あらためて内務行政学的諸分野をも広く包含していたことは、新時代における行政需要の拡大に対応しようとしたものとみることで説明可能。
- (89) Vgl. K. H. Rau, Lehrbuch, 1. Bd., 3. Aufl., S. 145, 191, 7. Aufl., S. 166, 217.
- (90) Vgl. ebenda, 3. Aufl., S. 192f., 7. Aufl., S. 218f.
- (91) Vgl. ebenda, 3. Aufl., S. 193f., 7. Aufl., S. 220.
- (92) Ebenda, 7. Aufl., S. 223.
- (93) Vgl. ebenda, 3. Aufl., S. 197f., 7. Aufl., S. 225f.
- (94) Ebenda, 7. Aufl., S. 231f., vgl. 3. Aufl., S. 201.
- (95) Vgl. K. H. Rau, Lehrbuch, 2. Bd., Grundsätze der Volkswirtschaftspolitik mit anhaltender Rücksicht auf bestehende Staatseinrichtungen, 2. Abtheilung, 5. Aufl., Leipzig u. Heidelberg 1863, S. 385-387.
- (96) Vgl. ebenda, S. 389f.
- (97) Vgl. ebenda, S. 392f.
- (98) Ebenda, S. 400f.
- (99) Vgl. ebenda, S. 401f.

- (114) Ebenda, S. 4.
- (115) Ebenda, S. 22.
- (116) Ebenda, S. 206.
- (117) Ebenda, S. 141.
- (118) Vgl. ebenda, S. 224-230, 167-169, 218-223.
- (119) Vgl. G. W. F. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, in: Philosophische Bibliothek, Bd. 124, hrsg. von G. Lasson, 2. Aufl., Leipzig 1921, S. 183f. (§230). 藤野渉・赤澤正敏訳『法の哲学』、『世界の名著35 ヘーゲル』、中央公論社、一九六七年、所収、四六二ページ。
- (120) Ebenda, S. 347 (Zusatz zu §244). 前掲訳書、四六九ページ。
- (121) Vgl. ebenda, S. 191-194 (§§251-255)。同右、四七四、四七七ページ。
- (122) Ebenda, S. 187 (§241)。同右、四六七、四六八ページ。
- (123) R. Stadelmann, Soziale und politische Geschichte der Revolution von 1848, München 1948, Neue ungekürzte Ausgabe, 1973, S. 40. 大内宏一訳『一八四八年ドイツ革命史』、創文社、一九七八年、二九ページ。
- (付記)

本稿は、筆者が経済学史学会第七回全国大会(二〇〇八年五月二四・二五日、愛媛大学)において、共通論題「貧困と福祉の経済思想」に参加しておこなった報告「ドイツにおける福祉国家思想の形成をめぐって 国家学的統治の観点から コルポラティオン」の要旨を基礎としつつ、新たにラウに焦点をあてて大幅に書き改めたものである。なお、本稿は平成二〇年度成城大学特別研究助成の交付による研究成果の一部をなしている。

(二〇〇八・九・二四)

ドイツ国家の競争

私講師たちが「ありがたい援助者としておぼえらるゝ厄介な競争相手とみなす」ような小さな人物だったのだと、
「ハルム」推測として。 Vgl. v. Hentschel, a.a.O., S. 199, 201.

(89) K. H. Rau, Ueber das Zunftwesen und die Folgen seiner Aufhebung, zuerst veröffentlicht unter dem Titel „Versuch einer Beantwortung der Preisfrage ‚Wie können die Nachtheile, welche nach Aufhebung der Zünfte entstehen, verhütet werden?‘“ in: Hannoversches Magazin, Leipzig, Januar 1815, 2. Vermehrter Abdruck, Leipzig 1816 (Eine von der Königl. Großbritannienischen Societät der Wissenschaften zu Göttingen gekrönte Preisschrift).

(90) Vgl. W. Roscher, a.a.O., S. 857ff. 「私講師たちが、競争の標竿として認められるにせよ、それと同一種類のものにせよ」 (Ebenda, S. 858.)

(91) Vgl. A. Wagner, Allgemeine oder theoretische Volkswirtschaftslehre, a.a.O., S. 183ff., 197ff.; ders., Rede über die sociale Frage, a.a.O., S. 5.

(92) Vgl. A. Wagner, Allgemeine oder theoretische Volkswirtschaftslehre, S. 200-206; ders., Rede über die sociale Frage, S. 14f.

(93) Vgl. A. Wagner, Rede über die sociale Frage, S. 23-27; ders., Allgemeine oder theoretische Volkswirtschaftslehre, S. 139-141.

(94) Vgl. A. Wagner, Rede über die sociale Frage, S. 6-8.

(95) Ebenda, S. 8.

(96) Ebenda, S. 13.

(97) A. Wagner, Allgemeine oder theoretische Volkswirtschaftslehre, S. 192.

(98) Vgl. ebenda, S. 16-22.

(99) Vgl. ebenda, S. 194f.